

日田市高齢者保健福祉計画 (第9期計画) (案)

令和5年12月

日田市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨・背景	3
2 計画の位置づけと内容	4
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	6
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題	7
1 高齢者の現状	9
2 市民アンケート調査の概要	13
3 計画策定にあたっての主要課題	14
第3章 計画の基本的な考え方	15
1 基本理念	17
2 基本目標	18
3 日常生活圏域の設定	20
4 地域包括ケアシステムの深化・推進	22
5 施策の体系	24
第4章 高齢者福祉施策の推進	25
基本目標1 包括的な支援体制の構築	27
基本目標2 高齢者の活躍と介護予防の推進	30
基本目標3 安心安全な生活環境づくり	33
基本目標4 認知症施策の推進	36
基本目標5 住み慣れた地域での暮らしを支える支援の充実	38
第5章 介護保険事業の推進	43
1 介護保険料の計算の流れ	45
2 人口・要介護認定者数の推計	46
3 介護サービス基盤の確保方策	50
4 介護保険サービスの量の見込み	60
5 総給付費の推計	62
6 標準給付費等の見込み	64
7 第1号被保険者の介護保険料	65
第6章 計画の円滑な推進	71
1 介護給付費適正化に関する事項	73
2 圏域及び県との調整	75
3 計画の進行管理	75
4 SDGs (持続可能な開発目標)との関係	76

第1章 計画の策定にあたって

Ⅰ 計画策定の趣旨・背景

令和5年4月に国立社会保障・人口問題研究所^{※1}が公表した推計によれば、わが国の総人口は長期の減少過程に入っており、令和13(2031)年に1億2,000万人を下回った後も減少を続け、令和38(2056)年には9,965万人、令和52(2070)年には8,700万人になると推計されています。

一方で65歳以上の高齢者については、団塊の世代^{※2}が75歳以上となる令和7(2025)年に3,653万人に達し、令和25(2043)年に3,953万人でピークを迎えると推計されています。

また、団塊ジュニア世代^{※3}が高齢者となる令和22(2040)年頃にかけて、高齢者等を支える現役世代の人口が大きく減少する一方で、特に介護需要が高まる85歳以上人口については、1,000万人を超えることが想定されています。

こうした人口の規模・構造の変化を背景として、介護保険制度を含めた社会保障制度全体の安定的・持続的運営が危惧される状況になっており、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるための「地域包括ケアシステム^{※4}」を、令和7(2025)年を目途に構築し、将来の介護需要等の急増に対応していくことが当面の大きな課題となっています。

本市においても、令和22(2040)年にかけて、総人口及び現役世代の人口が急減する一方で、介護需要に結びつきやすい85歳以上の人口は増加することが見込まれます。

このため、本市では「高齢者が健やかに生き生きと暮らせる安心のまち《ひた》」を基本理念に、令和3年度から5年度までを計画期間とする日田市高齢者保健福祉計画(第8期計画)を策定し、国の介護保険事業に係る基本指針等を踏まえながら、多様な高齢者福祉施策を展開してきました。

またこれに先立ち、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年に向けて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」について、本市の地域の実情に応じた構築が求められます。

こうした状況を踏まえ、今後の基本的な目標を示し、その目標達成に向けて本市が取り組むべき具体的施策、介護保険制度運営の基本となる施設等の定員数や各種サービスの見込み量等を定める『日田市高齢者保健福祉計画(第9期計画)』を策定します。

※1 国立社会保障・人口問題研究所とは、人口研究・社会保障研究や、人口・経済・社会保障の相互関連についての調査研究を通じて、福祉国家に関する研究と行政を橋渡しし、国民の福祉の向上に寄与することを目的とした、厚生労働省の施設等機関。

※2 団塊の世代とは、総人口に対して大きな比率を占める昭和22(1947)～24(1949)年に生まれた大規模な集団のこと。

※3 団塊ジュニア世代とは、団塊の世代の子ども世代となる昭和46(1971)～49(1974)年に生まれた大規模な集団のこと。

※4 地域包括ケアシステムとは、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、健康づくり、予防、見守り、介護、生活支援、医療が一体的に提供される体制のこと。

2 計画の位置づけと内容

(1) 法令の根拠

本計画は、老人福祉法(第20条の8第1項)の規定に基づく「老人福祉計画」と介護保険法(第117条第1項)の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定する計画です。

老人福祉法 第20条の8 第1項	市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。
介護保険法 第117条 第1項	市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

(2) 計画の内容

本計画は、法定計画である「老人福祉計画」「介護保険事業計画」の二つの計画の内容を併せて掲載するもので、本市における高齢者保健福祉施策の総合計画の性格を持ちます。

高齢者保健福祉計画(老人福祉計画)

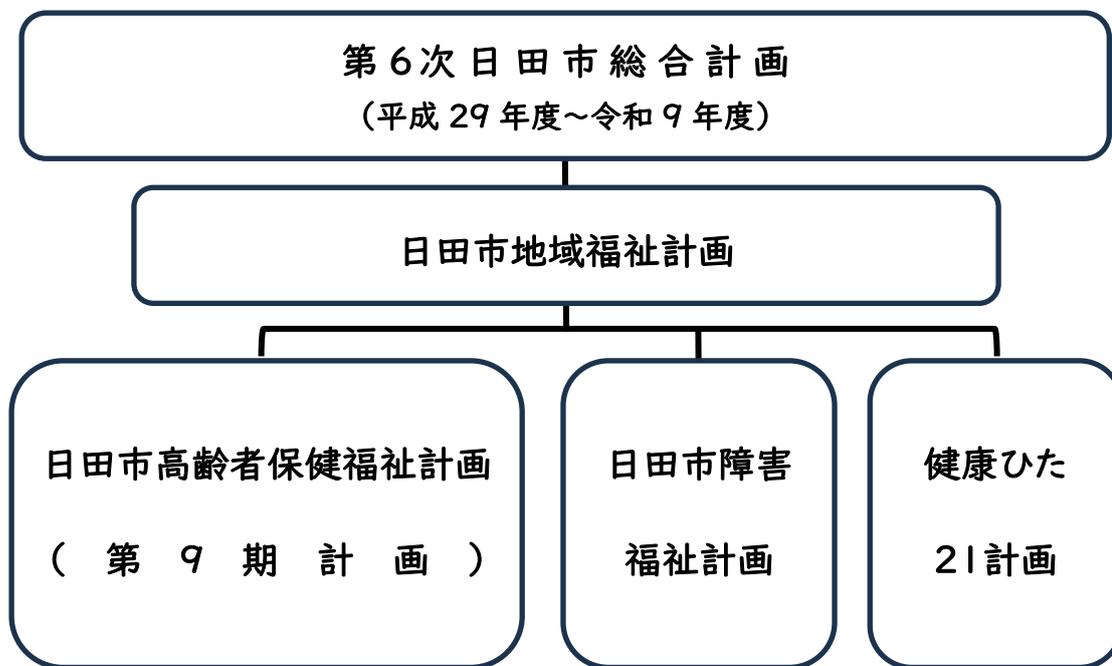
すべての高齢者の健康づくり、介護予防とともに、高齢者の社会参加や生きがいづくり、在宅生活の支援、福祉のまちづくりなどを含む、本市の高齢者福祉全般に関する計画

介護保険事業計画

要支援者等を中心とした介護予防の推進とともに、介護を必要とする人に対する適切なサービス提供に向けた基本方針や、介護保険の対象となる要介護者等の人数、介護保険サービス量の見込み、第1号被保険者の保険料などを定めた、介護保険事業を運営するための事業計画

(3) 他計画との関係

本計画は、「日田市総合計画」や社会福祉法第107条に基づく「日田市地域福祉計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項に基づく「日田市障害福祉計画」、健康増進法第8条に基づく「健康増進計画（健康ひた21計画）」との調和を図ります。



3 計画の期間

第9期計画の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間です。

ただし、本計画は、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、現役世代の急減が想定される令和22（2040）年を見据えた中長期的視点を踏まえ、検討・策定していく必要があります。

令和（年度）																				
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
第8期 (現計画)																				
			第9期			中長期的視点（令和22（2040）年を見据えて）														
						第10期														
									第11期											
											第12期									
															第13期					
																		第14期		

▲
 団塊世代が
75歳に

▲
 団塊ジュニアが
65歳に

4 計画の策定体制

(1) 「日田市高齢者保健福祉計画策定委員会」による検討

本計画の策定にあたっては、日田市高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱に基づき、令和5(2023)年度に学識経験者、医療・保健関係者、福祉関係者、被保険者や行政機関等の代表21名の方へ市長から委員の委嘱を行い、日田市高齢者保健福祉計画策定委員会を設置し検討・協議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

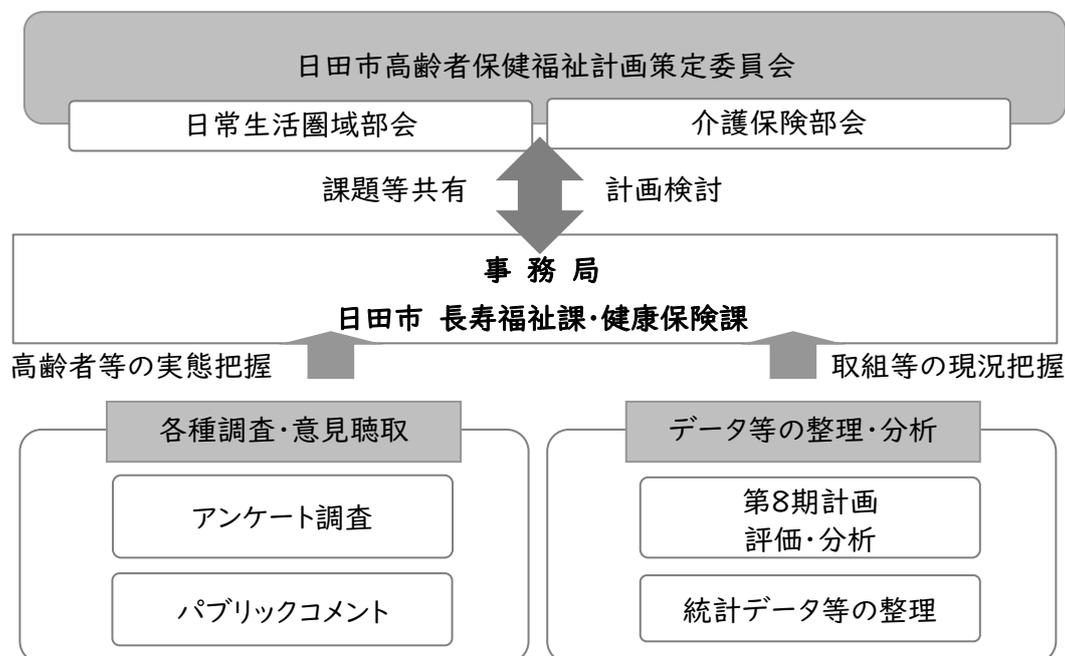
市内の高齢者や在宅介護を行っている介護者等の生活や健康の実態等を把握するためのアンケート調査を実施しました。

また、居宅介護支援事業所^{※5}等の介護保険サービス提供事業者、地域包括支援センター^{※6}職員や介護支援専門員^{※7}等を対象に、介護保険サービスの提供状況や介護人材の確保等の実態を把握するためのアンケート調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

「日田市意見提出手続要綱」の規程に基づき、令和5(2023)年●月●日から令和6(2024)年●月●日までの間、市ホームページ等により意見の提出手続を実施しました。

【計画策定体制イメージ】



※5 居宅介護支援事業所とは、介護支援専門員が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプランを作成したり、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行う事業所のこと。

※6 地域包括支援センターとは、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。

※7 介護支援専門員とは、要介護者等からの相談に応じて適切なサービスが利用できるよう、ケアプラン(介護サービス等の提供についての計画)を作成するなど、市、サービス事業者、施設との連絡調整を行う専門職でケアマネジャーともいう。

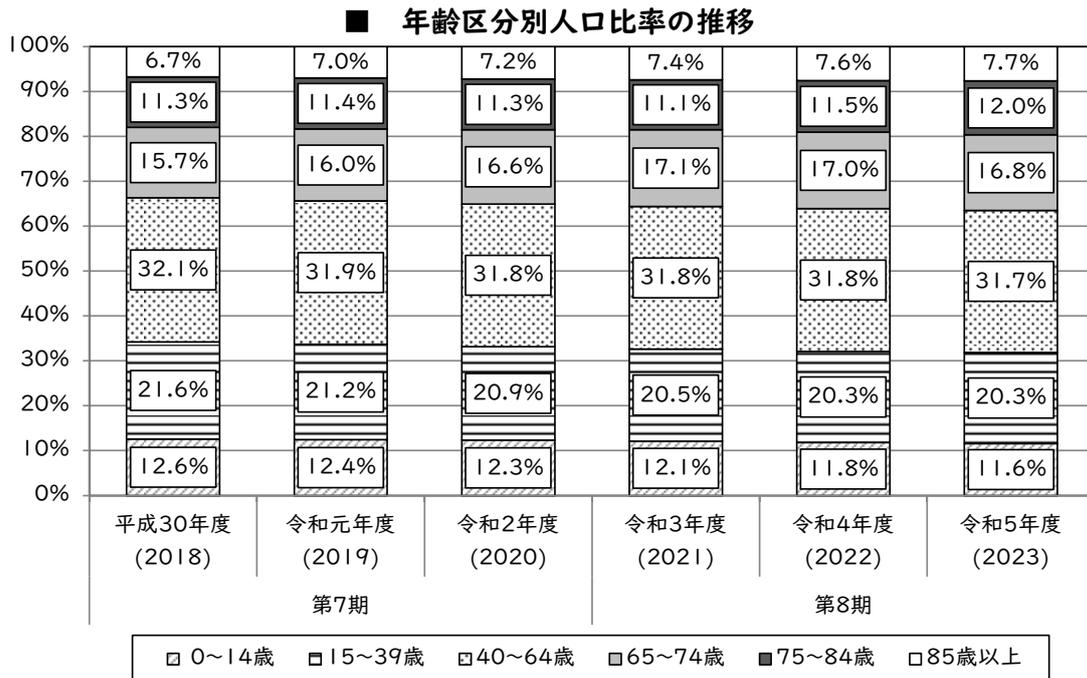
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

I 高齢者の現状

(1) 人口の概況

本市の総人口は一貫して減少しており、令和5(2023)年度には61,313人となっています。年齢構成別にみると、40歳から64歳までの第2号被保険者が19,411人(31.7%)、65歳以上(第1号被保険者)が22,371人で、高齢化率は36.5%となっています。

総人口が減少している中で、特に介護需要に結びつきやすい85歳以上が総人口に占める割合は増加しており、令和5(2023)年度は7.7%となっています。

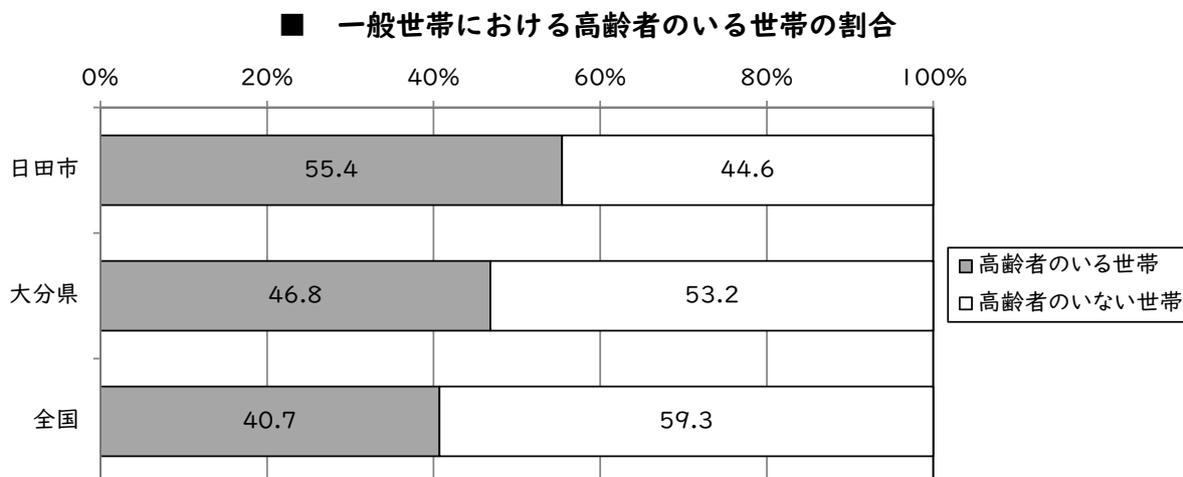


(単位:人)	第7期			第8期		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
総人口	65,962	65,015	64,112	63,159	62,232	61,313
0~14歳	8,312	8,085	7,895	7,653	7,352	7,087
15~39歳	14,246	13,801	13,377	12,943	12,612	12,444
40~64歳	21,184	20,769	20,360	20,056	19,799	19,411
65歳以上	22,220	22,360	22,480	22,507	22,469	22,371
65~74歳	10,337	10,423	10,619	10,818	10,597	10,305
75~84歳	7,432	7,381	7,216	7,001	7,156	7,375
85歳以上	4,451	4,556	4,645	4,688	4,716	4,691
人口 構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0~14歳	12.6%	12.4%	12.3%	12.1%	11.8%	11.6%
15~39歳	21.6%	21.2%	20.9%	20.5%	20.3%	20.3%
40~64歳	32.1%	31.9%	31.8%	31.8%	31.8%	31.7%
65歳以上	33.7%	34.4%	35.1%	35.6%	36.1%	36.5%
65~74歳	15.7%	16.0%	16.6%	17.1%	17.0%	16.8%
75~84歳	11.3%	11.4%	11.3%	11.1%	11.5%	12.0%
85歳以上	6.7%	7.0%	7.2%	7.4%	7.6%	7.7%

※住民基本台帳(各年度9月末現在)

(2) 世帯の概況

令和2(2020)年の本市の一般世帯における高齢者のいる世帯の割合は55.4%と、全国・県の水準を大きく上回っています。



※国勢調査(令和2(2020)年)

※「一般世帯」は総世帯から施設等の世帯(寮、病院、社会施設等)を除いた世帯

また、一般世帯のうち高齢者のいる世帯の状況についてみると、単独世帯・夫婦のみ世帯のいずれの割合も、全国の水準を上回っています。

■ 高齢者のいる世帯の状況

単位:世帯	一般世帯数	高齢者のいる世帯					
			単独世帯・親族世帯			非親族世帯	
			単独世帯	夫婦のみ世帯	その他の親族同居世帯		
日田市	25,065 (100.0%)	13,895 (55.4%)	13,811 (55.1%)	3,711 (14.8%)	3,687 (14.7%)	6,413 (25.6%)	84 (0.3%)
大分県	487,679 (100.0%)	228,413 (46.8%)	227,173 (46.6%)	69,725 (14.3%)	74,052 (15.2%)	83,396 (17.1%)	1,240 (0.3%)
全国	55,704,949 (100.0%)	22,655,031 (40.7%)	22,524,170 (40.4%)	6,716,806 (12.1%)	6,848,041 (12.3%)	8,959,323 (16.1%)	130,861 (0.2%)

※国勢調査(令和2(2020)年)

(3) 要介護認定者の概況

平成30(2018)年度以降の要介護認定者数の推移をみると、平成30(2018)年度の4,072人から増減を繰り返しながら推移していますが、令和5(2023)年度についても4,072人となっています。

第1号被保険者数に対する認定率についても増減を繰り返しながら推移しており、令和5(2023)年度は18.2%となっています。

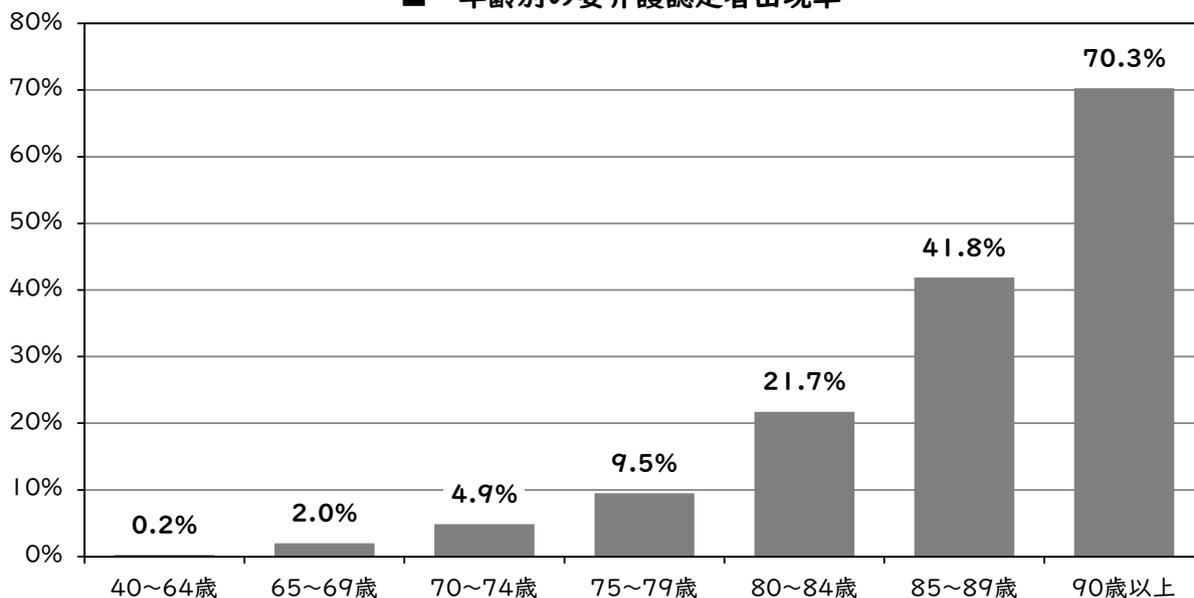
■ 要介護認定者数の推移

(単位:人)	第7期			第8期		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
認定者数	4,072	4,022	4,084	4,025	3,948	4,072
要支援1	536	545	512	529	477	514
要支援2	640	691	668	610	594	640
要介護1	850	810	886	886	914	916
要介護2	602	562	561	554	508	570
要介護3	452	440	500	492	500	450
要介護4	592	586	603	623	641	646
要介護5	400	388	354	331	314	336
認定者 構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
要支援1	13.2%	13.6%	12.5%	13.1%	12.1%	12.6%
要支援2	15.7%	17.2%	16.4%	15.2%	15.0%	15.7%
要介護1	20.9%	20.1%	21.7%	22.0%	23.2%	22.5%
要介護2	14.8%	14.0%	13.7%	13.8%	12.9%	14.0%
要介護3	11.1%	10.9%	12.2%	12.2%	12.7%	11.1%
要介護4	14.5%	14.6%	14.8%	15.5%	16.2%	15.9%
要介護5	9.8%	9.6%	8.7%	8.2%	8.0%	8.3%
認定率	18.3%	18.0%	18.2%	17.9%	17.6%	18.2%

※介護保険事業状況報告月報(各年度9月末)

年齢別人口に対する要介護認定者の出現率をみると、高齢になるほど割合が高く、65歳から69歳までの2.0%に対し85歳から89歳まででは41.8%、90歳以上では70.3%となっています。

■ 年齢別の要介護認定者出現率



※介護保険事業状況報告月報(令和5年9月末)

■ 要介護認定者の認知症自立度

要介護度	合計	自立	I	IIa	IIb	IIIa	IIIb	IV	M
要支援1	525	291	178	44	12	0	0	0	0
要支援2	635	310	286	34	5	0	0	0	0
要介護1	917	43	134	398	335	6	1	0	0
要介護2	576	76	98	134	197	70	1	0	0
要介護3	437	42	53	66	106	156	12	2	0
要介護4	607	36	44	70	135	300	14	8	0
要介護5	326	18	15	19	34	203	13	23	1
合計	4,023	816	808	765	824	735	41	33	1

※認定調査時の調査員の認知症自立度より(令和5年9月末)

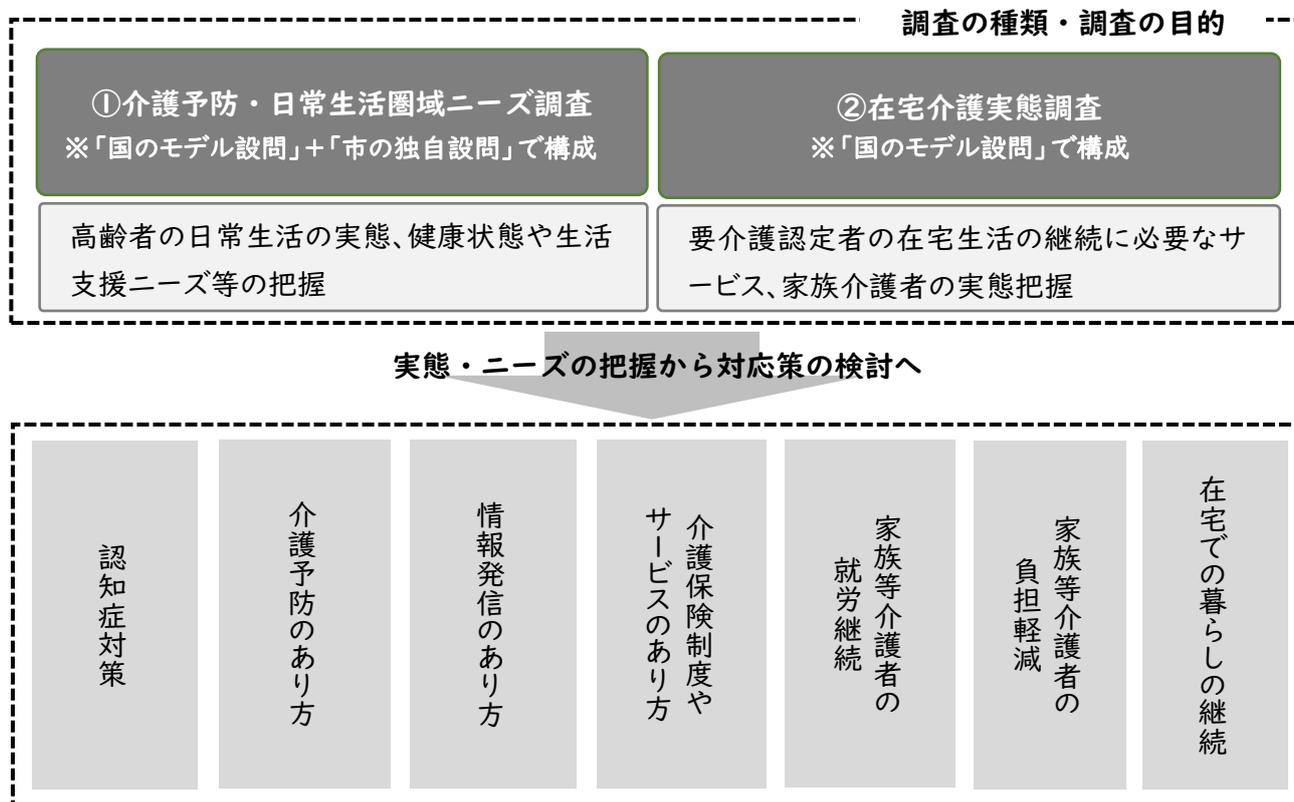
■ 日常生活自立度の判断基準

レベル	判断基準
自立	まったく認知症を有しない者
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にはほぼ自立している状態 基本的には在宅で自立した生活が可能レベル
II	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態 a 家庭外で上記IIの状態が見られる b 家庭内でも上記IIの状態が見られる
III	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする状態 a 日中を中心として上記IIIの状態が見られる b 夜間を中心として上記IIIの状態が見られる
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする状態
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする状態

2 市民アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、既存のデータでは把握困難な高齢者の実態や意識・意向を把握するとともに、在宅で暮らす要介護認定者の方の在宅生活の継続と家族介護者の就労継続等に関する状況を把握し、日田市高齢者保健福祉計画(第9期計画)の策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。



(2) 調査期間

令和4年12月～令和5年2月

(3) 調査対象者と配布・回収状況

調査名	対 象	配布数	有効回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	65歳以上の市民 (要介護認定者以外)	3,200	2,051	64.1%
在宅介護実態調査	在宅の要介護認定者 (要支援認定者含む)	600	356	59.3%

3 計画策定にあたっての主要課題

課題1 中期的な展望を踏まえた目標や施策等の検討

団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22(2040)年に向けて全国的に高齢者人口が増加している中で、本市においても介護需要に結びつきやすい85歳以上の高齢者人口の増加が見込まれます。

こうした中期的な人口構造等の変化を展望しつつ、今後3年間に達成すべき目標やその実現に向けた施策・事業、サービスの基盤整備等を検討することが求められます。

課題2 地域包括ケアシステムの深化・推進

団塊の世代が後期高齢者となる令和7(2025)年までに住み慣れた地域での暮らしの継続を実現するための「地域包括ケアシステム」の構築が求められている中で、本市の地域の実情に応じた地域包括ケアシステムに必要な機能とその整備状況の自己点検が必須といえます。

また、本市における地域包括ケアシステムの中核的役割を担う地域包括支援センターの機能強化を含め、さらなる深化・推進に向けた検討が求められます。

課題3 介護予防・健康づくりの推進

高齢化が進む中で、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等により外出や地域における交流・活動等が抑制された結果、身体的・精神的なリスクの高まりが危惧されています。

特に、運動器^{※8}機能の低下は高齢期の主観的な幸福感にも影響することから、介護予防や健康寿命^{※9}の延伸に向けた取組を進めていく必要があります。

また、就労も含めた高齢者の地域における活動の機会づくりや高齢者の通いの場^{※10}づくりなど地域を巻き込んだ介護予防につながる多様な取組が必要です。

課題4 認知症施策の推進

令和7(2025)年には高齢者の5人に1人が認知症になるとされている中で、アンケート調査から認知症に関する相談窓口の周知不足等の課題が明らかになっています。

令和6年1月に施行された認知症基本法^{※11}において、認知症の本人や家族の意見を尊重するとともに、周囲の理解や合理的配慮の促進が求められている中で、介護者の不安を軽減し、認知症の人を地域で支えていけるように、認知症に関する理解に向けた周知・啓発や認知症の早期対応につながる総合的な取組が必要です。

課題5 家族介護者等への支援の充実

家族の介護のための離職や、今後の就労継続が困難な介護者が一定数みられることを踏まえ、介護と介護者の仕事や生活を両立するため、ニーズの高い移動関連の支援をはじめとした多様な支援の充実が求められます。

また、在宅の介護保険サービス等の公的な支援の充実や利用しやすい環境づくりに加え、介護休業・休暇の取得等の多様な働き方を実現するための企業等への働きかけなど、介護と就労を両立するための取組が求められます。

課題6 介護保険サービスの提供体制の確保

アンケート調査や日田市高齢者保健福祉計画策定委員会の委員の意見等から、本市においても介護支援専門員を含めた介護人材の不足の実態が明らかになっています。

ニーズに対応した介護保険サービスの整備とともに、感染症の拡大や災害時も踏まえ、必要な介護保険サービス等が利用できるようにするための人材も含めた提供体制の確保が求められます。

※8 運動器とは、骨・関節・筋肉・神経などの身体を動かす組織・器官の総称。

※9 健康寿命とは、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた、日常的に介護を必要とせず、健康で自立して暮らすことができる期間のこと。

※10 通いの場とは、地域の住民同士が気軽に集い、一緒に活動内容を企画し、ふれあいを通して「生きがいづくり」「仲間づくり」の輪を広げる場所のことで、地域の介護予防の拠点となる場所。

※11 認知症基本法とは、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」のことで、認知症の人が希望をもって暮らせる社会を作るために必要なことを定めた法律。

第3章 計画の基本的な考え方

Ⅰ 基本理念

＜基本理念＞

**高齢者が健やかに
生き生きと暮らせる安心のまち
《ひた》**

これまで本市では、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えつつ、団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年に向けて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んできました。

「ウイズ・コロナ」から「アフター・コロナ」に転換する中で、住み慣れた地域で安心して生活していくために、改めて高齢者の健康寿命を延伸し、生涯にわたって健やかに、生き生きと暮らせるまちづくりを進めることが求められます。

そのためにも、目前に迫る令和7（2025）年に向けて、地域の自主性や主体性に基づき、これまで構築を進めてきた地域包括ケアシステムを地域の特性に応じてさらに深化・推進することが重要となります。

こうした点を踏まえ、本計画の基本理念は、第8期計画の基本理念を継承し、「高齢者が健やかに生き生きと暮らせる安心のまち《ひた》」とし、高齢者が健康で生き生きと安心して暮らすための社会基盤づくりや保健・医療・福祉サービスの連携・充実に努めていきます。

2 基本目標

本計画の将来像である『高齢者が健やかに生き生きと暮らせる安心のまち《ひた》』の実現に向けて、次の5つの基本目標を設定します。

基本目標 1 包括的な支援体制の構築

「地域共生社会^{※12}」の実現に向けて、令和7（2025）年度までに地域包括ケアシステムの構築が求められている中で、その中核となる地域包括支援センターの機能強化に取り組みます。

さらに、生活支援コーディネーター^{※13}及び協議体^{※14}の配置・設置、地域ケア会議^{※15}の開催等により、市民も含めた包括的・継続的な支援体制の構築を図ります。

また、医療・介護関係者、行政等で構成する「在宅医療・介護連携推進会議（ひたメディケアねっど）」を中心に、医療・介護関係者の相互理解と協働・連携を深めながら、包括的・継続的な在宅医療・介護の提供を推進していきます。

基本目標 2 高齢者の活躍と介護予防の推進

介護の必要性の有無に関わらず、高齢者が長年培ってきた知識や経験等の能力を活かして、それぞれが地域の中で役割を持って活躍できるように、関係団体や関係機関等と連携し、地域活動や世代間交流、雇用・就労の機会・場づくりを推進します。

また、介護予防・フレイル^{※16}予防、重度化抑制に向けた介護予防・日常生活支援総合事業^{※17}等の実施にあたっては、ニーズに応じた内容や開催場所等を検討し、介護予防事業対象者も含めた幅広い方が参加できるように取り組み、健康寿命の延伸につなげます。

※12 地域共生社会とは、社会構造の変化等を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「他人事」ではなく「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、子ども、高齢者、障がい者など、すべての市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

※13 生活支援コーディネーターとは、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的に、地域の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を行う者のこと。

※14 協議体とは、地域住民が主体となり、各地域（日常生活圏域等）におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービス提供者が主体等となり、情報共有及び連携強化の場として中核となるネットワークのこと。

※15 地域ケア会議とは、地域包括ケアシステムを推進していくために、地域における多様な社会資源の調整を行い、解決困難な問題や、広域的な支援体制の整備を図ることを目的に設置された会議のこと。

※16 フレイルとは、健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能、口腔機能等の低下が見られる状態のこと。

※17 介護予防・日常生活支援総合事業とは、日田市では平成28年度から始まり、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」とで構成され、高齢者の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的とした市の独自事業のこと。

基本目標 3 安心安全な生活環境づくり

高齢者に限らず、市民全体の生活を脅かしかねない集中豪雨などの大規模自然災害や未知の感染症の発生などが危惧される中で、災害発生時における要配慮者の支援体制づくりや発生後にも必要な介護保険サービス等を提供するための仕組みづくりに取り組みます。

また、高齢者が住み慣れた地域で、判断能力が不十分な状態になっても尊厳を持って暮らし続けることができるように、成年後見制度^{※18}の普及・利用促進を進めるとともに、地域の関係機関・団体等とのネットワークを強化し、虐待の早期発見・早期対応ができる体制づくりを進めます。

基本目標 4 認知症施策の推進

認知症の予防とともに、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、認知症サポーター^{※19}の養成とともに、認知症支援の手引き(認知症ケアパス)^{※20}等を活用しながら認知症についての正しい知識と理解の普及・啓発に取り組みます。

また、認知症の早期発見・早期対応に向けて認知症初期集中支援チーム^{※21}や認知症地域支援推進員^{※22}による支援体制強化や医療機関、介護職員等の認知症対応力向上を促進します。

さらに、地域の見守りネットワークの構築や在宅介護者の集いの開催等により、家族介護者も含め安心して生活できる環境づくりを進めます。

基本目標 5 住み慣れた地域での暮らしを支える支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、また、家族介護者を支えるため、それぞれの状態に応じた住まいの確保に関する支援や生活を支えるための事業を実施します。

また、介護保険サービス全体の質の向上に向けて介護事業所等と連携し、介護支援専門員の育成や介護人材の確保に加え、業務の効率化や文書負担の軽減等に向けた支援を行います。

さらに、高齢者が安心して必要な介護保険等のサービスを選択できるよう、制度やサービス等に関する情報提供・相談体制、経済的な負担軽減など利用者支援を行うとともに、給付の適正化や適正な要介護認定等、持続的な介護保険制度の推進に取り組みます。

※18 成年後見制度とは、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等を対象とし、その人の財産や身の上を保護するために設けられた制度のこと。

※19 認知症サポーターとは、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。

※20 認知症支援の手引き(認知症ケアパス)とは、認知症の人の生活機能障害の進行に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのかを認知症の人とその家族に示したもの。

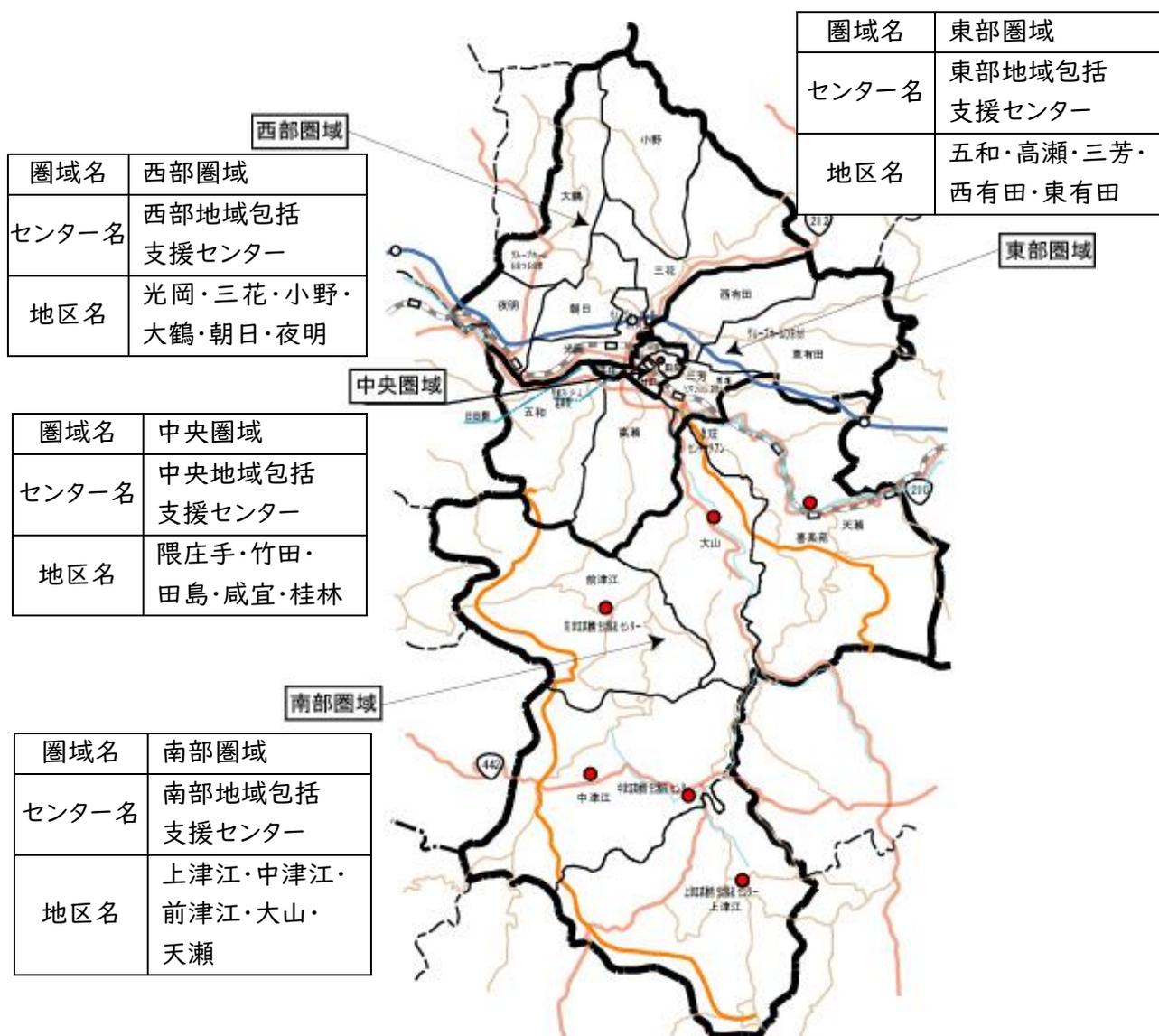
※21 認知症初期集中支援チームとは、複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的(おおむね6か月)に行い、自立生活のサポートを行うチーム。

※22 認知症地域支援推進員とは、認知症の人の状態に応じて必要なサービスが適切に提供されるように、医療機関や介護サービス、地域の支援機関の間の連携支援や、認知症の人やその家族を対象とした相談業務などを行う者のこと。

3 日常生活圏域の設定

本市では、高齢者が住み慣れた地域で家族や友人、地域とのつながりを失うことなく、支援を受けながら生活を続けることを目的に、地域の成り立ちや特性、高齢者の人口、介護ニーズや介護事業所数等を踏まえ、4つの日常生活圏域※23を設定しています。

また、各日常生活圏域において基幹となる社会福祉施設を運営する社会福祉法人に包括的支援事業を委託し、受託法人が地域包括支援センターを設置して、高齢者のさまざまな相談に対応する総合的な役割を担っています。



※23 日常生活圏域とは、市町村介護保険事業計画において、地理的条件、人口、交通事情などを勘案して定める区域のことで、国では概ね 30 分以内に必要なサービスが提供される区域としている。

【参考】日常生活圏域毎の高齢者・要介護認定者の状況

◇圏域毎の高齢者人口(令和5年9月末)

圏域名	世帯数 (世帯)	全人口(人)			65歳以上人口(人)			高齢化率 (%)
		計	男	女	計	男	女	
中央圏域	9,534	20,268	9,551	10,717	6,413	2,611	3,802	31.64
西部圏域	7,499	17,292	8,238	9,054	5,683	2,443	3,240	32.86
東部圏域	6,740	15,431	7,424	8,007	6,001	2,541	3,460	38.89
南部圏域	3,832	8,322	3,976	4,346	4,274	1,877	2,397	51.36
市全体	27,605	61,313	29,189	32,124	22,371	9,472	12,899	36.49

◇圏域毎の一人暮らしの高齢者の状況(令和5年9月末)

単位:人

圏域名	一人暮らし高齢者				男				女			
	計	65~ 69歳	70~ 74歳	75歳~	計	65~ 69歳	70~ 74歳	75歳~	計	65~ 69歳	70~ 74歳	75歳~
中央圏域	1,953	370	387	1,196	557	184	131	242	1,396	186	256	954
西部圏域	1,306	231	257	818	385	112	98	175	921	119	159	643
東部圏域	1,559	208	327	1,024	509	117	159	233	1,050	91	168	791
南部圏域	1,076	161	202	713	350	99	107	144	726	62	95	569
市全体	5,894	970	1,173	3,751	1,801	512	495	794	4,093	458	678	2,957

◇圏域毎の要介護認定者の状況(令和5年9月末)

単位:人

圏域名	合計	要支援		要介護				
		1	2	1	2	3	4	5
中央圏域	1,083	168	183	236	150	105	144	97
西部圏域	985	106	153	241	152	98	154	81
東部圏域	1,128	146	187	269	158	123	173	72
南部圏域	797	91	113	159	102	105	146	81
圏域外	81	3	3	12	9	19	29	6
市全体	4,074	514	639	917	571	450	646	337

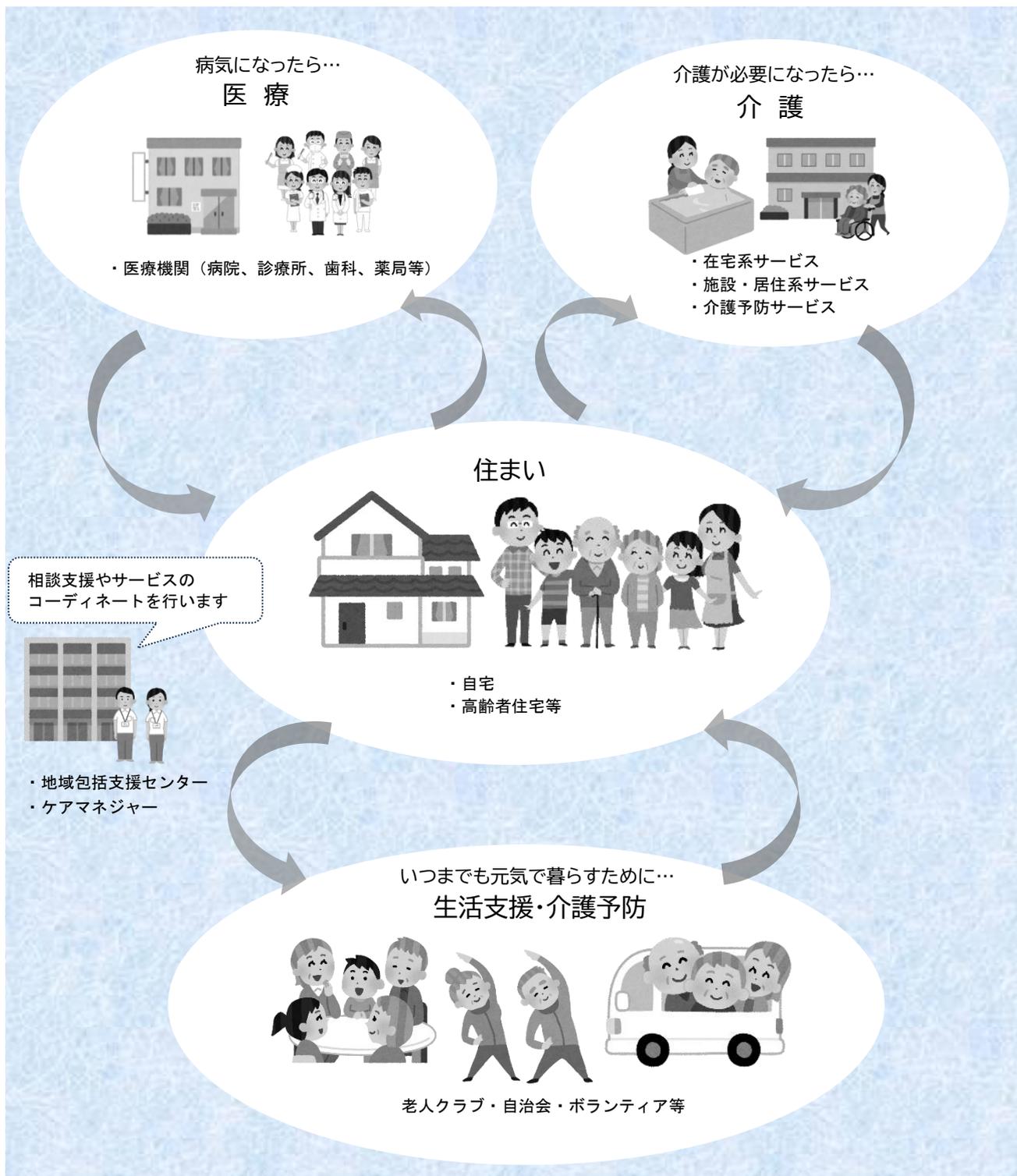
※市システム集計値(介護保険事業状況報告数値とは異なる)

4 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムとは、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、健康づくり、予防、見守り、介護、生活支援、医療が一体的に提供される体制のことです。

日田市では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、団塊の世代が後期高齢者となる令和7(2025年)を目途に「地域包括ケアシステム」の構築・推進を行ってきました。

(1) 地域包括ケアシステムの概要



(2) 日田市における地域包括ケアシステムの構築体制

日田市では、地域包括ケアシステムの深化・推進のため、市が目指す方針や目標の設定のもと、地域住民への周知活動や対象となる高齢者の把握、さらに、ニーズに応じた切れ目のないサービス提供体制の構築等に努めてきました。

地域包括ケアシステムの中核的な拠点となる地域包括支援センターについては、国の評価指標や地域包括支援センター運営協議会等における評価を実施し、地域包括支援センターの機能強化を図りながら整備を行ってきました。

介護予防については、公民館等で実施する健康相談や健康教育など介護予防に関する指導・普及啓発の取組や住民が主体となって行う通いの場の立ち上げの推進、また短期集中予防サービス(サービス C)の実施など、充実した在宅生活を送ることができるよう、支援を行ってきました。さらに、生活支援の体制整備を図るため生活支援コーディネーターを配置及び協議体を設置することで、地域ニーズや資源の状況を把握し、またボランティアの養成など住民が主体的に行う高齢者を支える地域づくりの支援に取り組んできました。

高齢者の住まいの支援として、住宅改修費の給付や在宅高齢者住宅改造助成事業など高齢者の住まいの安定のための取組や養護老人ホーム^{※24}、生活支援ハウス^{※25}などの施設整備を進めてきました。

医療・介護関係者、行政等で構成する「在宅医療・介護連携推進会議」では、医療・介護の連携強化に取り組むため、多職種による事例検討や合同研修の実施、ICT^{※26}を活用した情報連携などを進め、切れ目のない連携体制によるネットワーク構築や医療機関退院後の在宅生活の継続支援を推進してきました。

また、介護サービスの提供には介護人材の確保や育成が重要となるため、介護支援専門員や介護職員などを対象とした研修開催を支援して介護に携わる人の資質の向上を図るとともに、介護職員の養成研修受講料の一部助成等の支援を行っています。

このように、本市では、地域共生社会の実現の一端を担う地域包括ケアシステムの構築・推進に取り組んでおり、第9期計画期間においても、これまでの取組や整備状況を確認しながら、更なる深化・推進に取り組むこととしています。

※24 養護老人ホームとは、心身機能の減退等のために日常生活に支障のある、あるいは経済的な理由により自宅で生活することが困難な高齢者が入所する福祉施設。

※25 生活支援ハウスとは、独立して生活することに不安のある高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援する施設。

※26 ICTとは、「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

5 施策の体系

本計画の基本理念と、その実現に向けた基本目標、これに基づく施策について、次に体系図として示します。

基本理念	基本目標	施策
高齢者が健やかに生き生きと暮らせる安心のまち 《ひた》	1 包括的な支援体制の構築	1 包括的な支援体制づくり 2 医療・介護の連携強化
	2 高齢者の活躍と介護予防の推進	1 高齢者の活躍の推進 2 介護予防の推進 (介護予防・日常生活支援総合事業の実施)
	3 安心安全な生活環境づくり	1 防災対策の推進 2 緊急時の対応強化 3 権利擁護の推進
	4 認知症施策の推進	1 認知症施策の推進
	5 住み慣れた地域での暮らしを支える支援の充実	1 家族介護者等への支援の充実 2 介護保険サービス等の確保・質の向上 3 高齢者の住まいの確保

第4章 高齢者福祉施策の推進

基本目標 Ⅰ 包括的な支援体制の構築

目標指標	単 位	実 績		目標値
		令和4年度	令和5年度	令和8年度
地域ケア会議の開催回数	回	23	24	32
生活支援コーディネーターが 地域ケア会議に参加している割合	%	100	100	100
生活支援体制整備事業における 第2層協議体設置数	地域	11	13	20
在宅医療・介護連携推進会議における 多職種参加型の研修会の開催	回	2	3	3

※令和5年度値は見込み

施策 Ⅰ 包括的な支援体制づくり

①高齢者にやさしい地域共生社会の推進

概 要	地域共生社会の実現に向けて、これまで高齢者福祉の視点で構築を進めてきた本市独自の地域包括ケアシステムについて、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業 ^{※27} も見据えつつ、対象者を区切らない、より広範な視野でだれもが互いに支え合うことのできる体制づくりを検討する必要があります。
方 針	地域住民や各種の関係機関、市の庁内関係部局等との連携をさらに深め、地域共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。

②地域ケア会議の推進

概 要	地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたっては、医師や理学療法士、歯科衛生士などの専門的視点を有する多職種を交え、「個別課題の解決」「地域包括支援ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり、資源開発」「政策の形成」の5つの機能を有する地域ケア会議を開催することにより、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に図っていくことが重要となります。
方 針	個別ケースの支援内容を協議する中で、地域支援ネットワークの構築、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント ^{※28} 支援、地域課題の把握などを行う「地域ケア個別会議」を開催し、個別会議で挙げられた地域課題を地域づくりや資源開発につなげるための「地域ケア推進会議」を開催します。

※27 重層的支援体制整備事業とは、人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応えるものとして厚生労働省により創設された事業。

※28 ケアマネジメントとは、要介護者等の生活全般にわたるニーズを導きだし、公私にわたる様々な地域の社会資源の活用を図り、総合的かつ継続的で適切なサービス提供によって、要介護者等の自立支援や生活の質の維持・向上を目指すこと。

③地域包括支援センターの機能強化

<p>概要</p>	<p>地域の高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組について、多様な関係機関と連携しながら推進しています。</p> <p>【日田市地域包括支援センター一覧】</p> <p>中央圏域：日田市中央地域包括支援センター 西部圏域：日田市西部地域包括支援センター 東部圏域：日田市東部地域包括支援センター 南部圏域：日田市南部地域包括支援センター</p>
<p>方針</p>	<p>より効果的・効率的な運営体制の構築や相談支援の強化に努めるとともに、評価指標を用いた自己評価や地域包括支援センター運営協議会等による評価を実施し、業務状況の把握と、適切な運営につなげます。</p> <p>また、高齢者だけでなくその家族等を含めた支援という視点を持ち、多様化・複雑化する課題やニーズを把握し、障害・児童福祉など様々な関係機関との連携強化に取り組めます。</p>

④生活支援体制の整備

<p>概要</p>	<p>生活支援コーディネーター及び協議体を配置・設置することで、地域のニーズ及び資源の状況を把握し、住民が目指す高齢者を支える地域づくり（地域住民が主体となって行う高齢者に対する生活支援サービスの構築）の支援に取り組んでいます。</p>
<p>方針</p>	<p>生活支援コーディネーター及び協議体においては、第1層（市全域）、第2層（地区社会福祉協議会単位）にて、各地域における高齢者に対する多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及びその担い手としての高齢者の社会参加について推進します。</p>

施策2 医療・介護の連携強化

①在宅医療・介護連携の推進

概要	医療・介護関係者、行政で構成する在宅医療・介護連携推進会議を中心に、関係機関の切れ目のない連携によるネットワークの構築や医療機関退院後における可能な限りの在宅生活の継続を支援するための取組を進めています。
方針	在宅医療・介護連携推進会議を中心に、地域住民のニーズに基づき地域における社会資源 ^{※29} を共有しながら、在宅医療・介護連携に関する課題の検討などに取り組みます。また、県や関係自治体も含め、医療・介護関係者の相互理解と協働・連携を深めながら、包括的・継続的な在宅医療・介護の提供を推進していきます。

②地域住民への普及啓発

概要	在宅医療・介護の連携を円滑に進めるため、市民公開講座や出前講座等の開催、リーフレット「在宅や施設等で医療や介護を受けたい方へ」や「私の想いカード」の作成等、市民への普及啓発を継続して行っています。
方針	地域住民の在宅医療と介護の理解の促進のための公開講座等の開催などに取り組みます。また、かかりつけ医 ^{※30} を持つことの重要性について、普及啓発を進めます。

※29 社会資源とは、福祉のニーズを充足するために活用される施設、機関、個人・集団、資金、法律、知識、技能などの総称。

※30 かかりつけ医とは、健康に関することをなんでも相談できるとともに、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介してくれる、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師のこと。

基本目標 2 高齢者の活躍と介護予防の推進

目標指標		単 位	実 績		目標値
			令和4年度	令和5年度	令和8年度
お達者年齢※31	男性	歳	79.200	79.672	80.350
	女性	歳	84.460	84.878	85.610
週に1回以上開催する住民主体の通いの場の数		箇所	51	83	108
短期集中予防サービス(サービスC)の利用者数(年間実人数)		人	58	60	80

※令和5年度値は見込み

施策 1 高齢者の活躍の推進

① 高齢者の多様な社会参画の支援

概 要	地域を基盤とする高齢者自身の自主的な活動組織である老人クラブの活動を支援するとともに、高齢者の健康維持・増進及び高齢者の親睦の場の提供を目的として、老人福祉センターを設置しています。
方 針	老人クラブの活動をはじめ、多様化する生活支援の担い手としての活動や地域社会への参画や生きがいづくりを支援し、支えあいの体制づくりを推進していきます。 また、魅力ある教養講座等の拡充など、高齢者の更なる利用促進に努め、健康づくりや生きがい活動、ボランティア活動を支援するための拠点として老人福祉センターを活用します。

② ボランティア活動・就労の支援

概 要	高齢者を対象としたアクティブシニア養成研修を開催するなど、ボランティア活動に参加する機会づくりに取り組んでいます。
方 針	高齢者がこれまでに得た技能や経験を活かしたボランティア活動、就労的活動を通じて、地域や社会に対する一員として社会貢献できるよう、地域社会への参画や生きがいづくりを支援しながら、多様化する生活支援の担い手となる支えあいの体制づくりを推進していきます。 また関係機関等と連携し、オレンジカフェ(認知症カフェ)※32や通いの場、通所介護等の介護サービスなどにおいても、有償ボランティア※33としての参加者や利用者が活動できる機会、仕組みづくりについて検討を進めます。

※31 お達者年齢とは、「要介護2以上の認定を受けていない方」を健康として定義した指標で、「健康寿命」に類する指標として大分県が毎年公表している。

※32 オレンジカフェ(認知症カフェ)とは、認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家など誰でも、気軽に集える場所。

※33 有償ボランティアとは、通常よりも安い対価で、自発性に基づいて非常勤で働く人のこと。

施策2 介護予防の推進（介護予防・日常生活支援総合事業の実施）

①介護予防・日常生活支援総合事業の体制強化

概要	対象者 ^{※34} 等の介護予防及び生活支援について多様なサービスを提供できるよう、介護予防給付相当のサービス（基準型）に加え、リハビリテーション専門職が実施する居宅での相談指導や事業所における運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上等の短期集中予防サービス（サービスC）、また住民ボランティア等が主体となって行う地域における通いの場等を実施しています。
方針	介護予防・日常生活支援総合事業のさらなる普及・充実化に向けて、地域包括支援センターや生活支援コーディネーター及び協議体、庁内関係部局、医療・介護やリハビリテーション専門職等と連携するとともに、実施状況の評価等を踏まえ広域的な対応について検討するなど、実施体制の拡大を図ります。

②介護予防・生活支援サービス事業の実施

（i）訪問型サービス事業

概要	ホームヘルプサービスや短期集中予防サービスの事業を実施しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・基準訪問型サービス（身体介護及び生活援助） ・訪問型サービスA（生活援助） ・訪問型サービスB（住民主体による生活支援や買い物付き添い等の外出支援） ・訪問型サービスC（専門職による居宅での短期集中予防サービス） ※3～6か月の短期間実施。通所型サービスCと一体的に実施
方針	地域住民等による見守り・安否確認・買い物・調理・掃除・ごみ出し等の生活援助サービス（訪問型サービスB）の体制を整備し、対象者の状態に応じたサービス提供体制の充実を図ります。 また、高齢者の状態に応じて、地域包括支援センターやリハビリテーション専門職等の関係機関や通いの場、地域が実施している活動など他の事業とも連携しながら、支援を推進していきます。

（ii）通所型サービス事業

概要	デイサービスや短期集中予防サービスの事業を実施しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・基準通所型サービス（デイサービス：個別機能訓練あり） ・通所型サービスA（デイサービス：個別機能訓練なし） ・通所型サービスB（住民主体による運動など介護予防に資する活動） ・通所型サービスC（リハビリテーション専門職による運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上等の短期集中予防サービス） ※3～6か月の短期間実施。訪問型サービスCと一体的に実施
方針	地域住民等による送迎も含めた通所型サービス（通所型サービスB）の体制を整備し、対象者の状態に応じたサービス提供体制の充実を図ります。 また、高齢者の状態に応じて、地域包括支援センターやリハビリテーション専門職等の関係機関や通いの場、地域が実施している活動など他の事業とも連携しながら、支援を推進していきます。

※34 介護予防・日常生活支援総合事業の対象者は、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人及び要支援認定者。

③介護予防普及啓発事業（一般介護予防事業）の実施

概要	<p>管理栄養士・保健師等の専門職が地区公民館や自治会の集会所等の地域に出向き、運動・栄養・口腔・こころ（認知症予防含む）の教室等で、実践を交えながら介護予防に関する指導を行うとともに、地域や窓口で個別の健康相談に応じ健康づくりのための支援を行っています。</p> <p>また、高齢者の身近なところで、介護予防の普及啓発を行うために、介護予防ボランティア（食生活改善推進員・ひた健康運動リーダー）を養成し、自主的・継続的に地区活動が行えるように、会員に対し研修会を開催し組織力の強化を図り支援を行っています。</p>
方針	<p>介護予防と保健事業を一体的に実施しながら、市内全域において高齢者の身近なところで介護予防の推進が図れるよう、介護予防に関する口腔機能の向上や運動機能の維持・低栄養予防などの具体的な知識や情報を提供し、普及啓発を推進します。</p> <p>また、低栄養予防やフレイル予防に重点を置き、民生委員・児童委員^{※35}、自治会等地域の関係者や地域包括支援センター等と連携しながら、通いの場や地域の公民館等、身近な会場を活用して、高齢者の状態に応じた個別の健康相談や健康教育を実施します。</p> <p>さらに、今後も引き続き介護予防ボランティアを養成するとともに、養成後も指導力の向上、自主的・継続的な実践ができるよう研修会を開催し、介護予防活動を支援していきます。</p>

④地域介護予防活動支援事業（一般介護予防事業）の実施

概要	<p>概ね65歳以上の閉じこもりがちな方や他者との交流が必要な方が、市が実施する生きがいサロン^{※36}や住民主体の通いの場を利用することで、生きがいづくりや介護予防につながるように支援しています。</p> <p>また週に1回以上開催する住民主体の通いの場のリーダーなどに対して研修会を実施し、運動を継続することの重要性を伝えるなど、継続支援を行うとともに、地域包括支援センター等の協力のもと、新たな通いの場の立ち上げを進めています。</p>
方針	<p>通いの場を拡大し、住民主体の活動となるよう支援し、介護予防や生きがいづくりの場となる地域づくりを行っています。</p>

⑤地域リハビリテーション活動支援事業（一般介護予防事業）の実施

概要	<p>地域における介護予防の取組を強化するために、通所事業所、サービス担当者会議、通いの場等へのリハビリテーション専門職の関与を促進しています。</p>
方針	<p>リハビリテーション専門職が通いの場や事業所に出向き、支援者の知識や技術向上の支援をしています。</p>

※35 民生委員・児童委員とは、社会福祉の増進を図るため、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行い、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する他、住民福祉の増進を担う人のこと。

※36 生きがいサロンとは、閉じこもりがちな人や他者との交流が必要な人を対象に、市内の公民館等の身近な施設において、介護予防のための運動、高齢者の生きがいのための趣味活動等を実施する事業。

基本目標 3 安心安全な生活環境づくり

目標指標	単位	実績		目標値
		令和4年度	令和5年度	令和8年度
避難行動要支援者 ^{※37} の個別避難計画 ^{※38} 作成率	%	—	35	100

※令和5年度値は見込み

施策 I 防災対策の推進

①災害時の支援体制の確立

概要	<p>地域における高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者のうち、災害が発生したとき自力で避難することが困難であると予測され、特に支援が必要な「避難行動要支援者」の支援体制として、民生委員・児童委員や自治会長、福祉専門職など、対象者に関わる関係者に協力を得ながら、「個別避難計画」の作成・整備に取り組んでいます。</p> <p>また、災害時に要配慮者が避難する際、指定避難所では対応が困難となる場合が考えられるため、指定避難所では要配慮者スペースを確保し、安心して避難できる体制に努めています。</p> <p>このほか、市内の高齢者福祉施設等と協定を締結し、要配慮者専用の避難場所として福祉避難所の開設・運営を行っています。</p>
方針	<p>災害時の支援体制の確立に向けて、避難行動要支援者の個別避難計画の作成・整備に積極的に取り組みます。また、自主防災組織等と連携しながら、避難行動要支援者だけでなく、要配慮者を含めた平時の見守り体制や避難訓練の実施について推進を図ります。</p> <p>福祉避難所については、市の庁内関係部局等と連携しながら、要配慮者がスムーズに避難し、避難生活が行えるよう市民への周知を図っていきます。</p> <p>指定避難所についても高齢者等の要配慮者が避難生活をストレスなく過ごせるよう、要配慮者スペースの確保に努めます。</p> <p>加えて、近年の災害の発生状況を踏まえ、県や市の庁内関係部局と連携して、防災対策についての周知啓発、研修、訓練等を実施していきます。</p>

②感染症対策の推進

概要	<p>「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」や「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、感染症対策を実施しています。</p> <p>また、感染症の発生やまん延を予防するため、「予防接種法」に基づいて市民を対象に予防接種を実施しています。</p>
方針	<p>感染症に対する正しい知識の普及・啓発活動を行うとともに、予防接種の推進を図ります。</p>

※³⁷ 避難行動要支援者とは、災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人のことで、災害時要配慮者とも呼ばれる。

※³⁸ 個別避難計画とは、避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画。

③災害発生時等の介護サービス提供体制の構築

概要	介護サービス事業者における業務継続計画（BCP）※ ³⁹ 策定が義務化されたことから、その策定支援を行っています。 また、改正感染症法による自宅・宿泊療養者・高齢者施設での療養者等への生活支援や健康観察等については、県からの協力依頼を受け、関係機関等との連携を図りながら対応しています。
方針	災害や感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービス等が継続的に提供できるよう、介護サービス事業者の業務継続に向けた計画策定や研修・訓練の実施については、県等の関係機関と連携し、情報提供や助言等の支援を行います。

施策2 緊急時の対応強化

①緊急通報体制の整備

概要	心身に不安のあるおおよね65歳以上の一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方等を対象に、携帯型の緊急通報装置を貸与し、在宅の高齢者の急病やケガ、災害が発生した場合などに通報者の登録情報に応じて対応しています。
方針	高齢者等が在宅生活を続けることができるよう、高齢者本人や家族の不安軽減や地域での見守りのために必要な事業であり、今後も事業の推進に取り組みます。

②緊急医療情報キットの配備

概要	一人暮らし高齢者世帯及び高齢者のみの世帯等が、緊急連絡先・かかりつけ医・既往症など本人の情報を記載した台帳を入れた容器（キット）を冷蔵庫に保管することによって、緊急時の安心・安全の確保を図るため、広報ひたでの周知や民生委員への協力依頼を行い、活用を推進しています。
方針	緊急医療情報キットを配備することで、緊急時の救急活動を迅速・的確に行うことができるため、広報等を活用し事業の周知を図るとともに、医療等の情報を更新しながら、高齢者の支援体制の確立に努めます。

③「eヒタカード」の登録

概要	夜間や休日などの急変時に、救急隊と救急病院、かかりつけ医が連携を取りあい、速やかな救急病院の受け入れや治療がスムーズに行えるように、希望者によるかかりつけ医への「eヒタカード」の登録の取組を行っています。 救急病院や救急隊、消防署などへの周知に加え、在宅医療・介護連携推進会議にも登録状況などについての情報を共有しています。
方針	事前に登録をすることで、急変時の救急搬送や治療がスムーズに行うことができるため、今後も日田市医師会と連携を図り、周知に努め緊急時の安心・安全の確保に努めます。

※³⁹ 業務継続計画（BCP）とは、感染症や自然災害が発生し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下で優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画のこと。

施策3 権利擁護の推進

①高齢者虐待防止の推進

概要	高齢者虐待防止に関する普及・啓発に取り組むとともに、虐待発生時において、関係機関との連携を迅速に行うためのネットワーク体制の整備を進めています。
方針	市民をはじめ介護支援専門員やサービス事業所等、虐待に関する啓発を進めるとともに、関係機関等による見守りや介入支援に向けたネットワーク構築を図り、早期発見・早期対応につなげます。 また、養護者の孤立の解消や介護負担の軽減のための予防的な介入のあり方について検討し、虐待やセルフ・ネグレクト ^{※40} 等の防止につなげるとともに、虐待が発生した場合の要因分析等、再発防止に取り組みます。 介護サービス事業者については、虐待防止委員会の開催や定期的な研修等が義務化される中で、サービス付き高齢者向け住宅 ^{※41} や有料老人ホーム ^{※42} 等も含めて、虐待防止対策を推進します。

②成年後見制度に基づく権利擁護の推進

概要	高齢者が地域で安心して尊厳のある生活を送ることができるよう、成年後見制度の周知及び取組の推進を図るとともに、市民後見人の育成・活用を関係機関と連携し推進しています。
方針	成年後見支援センターや地域包括支援センター等の関係機関と連携し、専門的・継続的な観点から、高齢者の権利擁護に関する支援に努めます。

※40 セルフ・ネグレクトとは、身体のケアなど、生活する上で必要なことをしなかったり、する力がなく、自分に関心が持てなくなる状態のこと。

※41 サービス付き高齢者向け住宅とは、高齢者が必要な支援を受けながら、本人らしい暮らしを実現できる「住まい」のこと。

※42 有料老人ホームとは、食事をはじめ日常生活に必要なサービスを提供する民間施設で、サービス費用及び入居に関する費用が有料となる高齢者向け住宅。

基本目標 4 認知症施策の推進

目標指標	単位	実績		目標値
		令和4年度	令和5年度	令和8年度
認知症サポーター養成者数（累計）	人	9,514	10,000	11,600
認知症サポーターステップアップ講座修了者数（累計）	人	-	17	47
認知症初期集中支援チーム・チーム員会議回数	回／年	6	12	12

※令和5年度値は見込み

施策Ⅰ 認知症施策の推進

①認知症に対する正しい理解の普及啓発

概要	認知症本人や家族そして地域の方々が、認知症に対する正しい理解を深めるために「認知症支援体制づくりプロジェクト」との協働により、普及啓発や認知症予防教室の開校支援などの取組を行っています。
方針	認知症に対する正しい理解のために寸劇を市内の学校や団体に対して行うとともに、地域での予防活動のため「すずめの学校」の開校支援を行っています。また、認知症の理解を深め、地域で見守ることができる体制づくりに向けて「行方不明者等捜索模擬訓練」を行うとともに、認知症に関する相談窓口の周知を進めていきます。

②認知症地域支援推進員の活動の推進

概要	認知症地域支援推進員を配置し、医療機関や介護サービス事業所等の支援機関等と連携強化に取り組むとともに、認知症支援の手引き(認知症ケアパス)の普及、オレンジカフェ(認知症カフェ)の立ち上げに向けた支援等に取り組んでいます。
方針	認知症地域支援推進員を中心に、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を推進するとともに、認知症支援の手引き(認知症ケアパス)の普及・活用による認知症予防や早期発見を推進します。

③認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進

概要	認知症初期集中支援チームの配置を行い、認知症が疑われる人や認知症本人及びその家族を訪問し、初期の支援を包括的、集中的に行う体制づくりを推進しています。
方針	認知症初期集中支援チームを中心に、認知症の早期対応・支援に努めます。

④認知症サポーターの養成と活用

概要	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族をあたたかく見守るための役割を担う認知症サポーターの養成とともに養成講座において講師を務める認知症キャラバンメイトの派遣を実施しています。
方針	認知症バリアフリー ^{※43} 社会の実現を目指して、認知症サポーターの養成やステップアップ研修を修了した認知症サポーター等が中心となって認知症の人を支えていくチームオレンジ ^{※44} の設置に向けた取組を進めています。

⑤認知症の人とその家族への支援に関する取組

概要	認知症本人や家族等が集う「オレンジカフェ（認知症カフェ）」の運営支援や家族の心身の負担を軽減するための「在宅介護者の集い」の開催、「認知症支援体制づくりプロジェクト」との協働によるピアサポート ^{※45} 活動など、認知症本人等への支援を行いながら、地域における支援体制の整備を進めています。
方針	オレンジカフェ（認知症カフェ）の拡充や、認知症の方が社会とつながる居場所づくりなど、認知症本人やその家族等の意見を踏まえた多様な取組を推進していきます。

⑥認知症ケアの質の向上

概要	介護職員や介護支援専門員等を対象とする研修を周知するなど、幅広い介護人材に対して、認知症に関する理解促進に取り組んでいます。
方針	介護職員や介護支援専門員等の認知症ケアの質的向上をめざし、認知症介護基礎研修等への積極的な参加を促していきます。

⑦地域の見守りネットワークの構築

概要	認知症高齢者やその家族等が、地域において安心して生活できるように、ひた高齢者等見守りあんしんネット協力協定を市内の事業所と締結するなど、見守りネットワークの構築を進めています。
方針	地域の見守りネットワークを構築するため、生活関連事業者との協力協定の締結を推進し、正しい知識を持ち対応できる事業所を増やすことにより、認知症高齢者が安心して生活できる地域づくりを進めます。

※43 認知症バリアフリーとは、認知症になってからでもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、生活のあらゆる場面で障壁を減らしていくための取り組みのこと。

※44 チームオレンジとは、認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐしくみのこと。

※45 ピアサポートとは、同じ苦しみや生きづらさを抱える当事者や経験者が互いを支え合う活動のこと。

基本目標 5 住み慣れた地域での暮らしを支える支援の充実

目標指標	単 位	実 績		目標値
		令和4年度	令和5年度	令和8年度
在宅介護者の集い 開催回数	回	6	6	6

※令和5年度値は見込み

施策 1 家族介護者等への支援の充実

①介護者に対する支援

概 要	在宅で介護している介護者が、介護技術の習得または介護者間の交流を通して、支えあいのネットワークを広げ、参加者の心身の負担が軽減することを目的として実施しています。
方 針	地域包括支援センターや認知症地域支援推進員等と連携しながら、高齢者が在宅で生活できるよう、介護者への支援体制づくりの一環として事業を推進します。

②家族介護用品の支給

概 要	家族の経済的負担の軽減を図り、介護が必要な高齢者の在宅生活の継続を支援するため、オムツ等を必要とする要介護状態の高齢者を介護している家族に対し、介護用品支給券を支給しています。
方 針	高齢者を介護している家族の負担軽減と在宅生活を支援するため、今後も事業を継続していきます。

③食の自立支援に対するサービス

概 要	配食サービスの利用が必要な高齢者に対して食事を提供することにより、要支援状態、要介護状態または虚弱な状態になることを未然に予防し、健康で自立した生活を営めるように支援しています。また、併せて、訪問配達による安否確認を行っています。
方 針	介護予防及び要介護状態改善の観点から、関係者と定期的なアセスメント ^{※46} を実施しながら、適切なサービスの提供を行い、心身の状態の改善及び予防に努めるとともに、高齢者の安否確認を行います。

※46 アセスメントとは、ある物事が周りの人やもの、環境に及ぼす影響について、事前に調査し、評価すること。

施策2 介護保険サービス等の確保・質の向上

①施設サービス等の整備

概要	<p>介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)については、待機者や介護者の現状等を考慮し、整備の必要性について検討しています。</p> <p>介護老人保健施設・介護医療院についても、受給者の実績等を踏まえ、整備の必要性について検討しています。介護療養型医療施設が令和5年度末で廃止になりますが、現在の介護療養型医療施設は医療療養病床へ転換する予定です。</p> <p>特定施設入居者生活介護については、有料老人ホーム等の整備状況や地域密着型特定施設入居者生活介護の整備方針を踏まえ、必要なサービス確保を検討しています。</p> <p>居宅サービスについては、現在の整備状況や地域密着型サービスの整備方針を踏まえ、必要なサービス確保を検討しています。</p>
方針	<p>要介護認定者や施設入所待機者の推移、介護者のニーズ等を踏まえ、「3 介護サービス基盤の確保方策(50~56ページ)」に基づき、必要なサービスの確保に努めます。</p>

②地域密着型サービス^{※47}の整備

概要	<p>サービス事業所の運営状況を把握し、サービス内容に関する自己評価結果や外部機関による評価結果を踏まえた指導・助言を行うとともに、現在の整備状況を踏まえ必要なサービス確保について検討しています。</p>
方針	<p>指導監査等による運営状況の把握を行い、計画的な指導・助言に努め、必要に応じて、指定の事前同意等による広域利用に向けた検討を進めます。</p> <p>また、「3 介護サービス基盤の確保方策(57~59ページ)」に基づき、必要なサービスの確保に努めます。</p>

③介護職員等の人材の育成及び確保

概要	<p>介護支援専門員及び介護福祉士等に対する研修について、日田市介護支援専門員協会等の関係機関と調整を図りながら支援を行っています。</p> <p>また、介護人材の確保・育成に向けて、民間の介護職員初任者研修の広報掲載や講師派遣等の支援とともに、介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修に対する受講料の一部助成を行い、さらに介護の仕事の魅力発信の取組を進めています。</p>
方針	<p>日田市介護支援専門員協会等の関係機関と協議し、研修における講師派遣の一部を助成するなどの支援を行います。</p> <p>また、介護職員の人材確保やスキルアップのための研修や助成等を継続して実施するとともに、ハラスメント^{※48}対策を含めた働きやすい職場づくりや介護職員の離職防止及び処遇改善に向けて関係機関と協力していきます。</p> <p>さらに、介護の仕事についての魅力発信については、若年層に向けた取組を行い、介護の仕事のイメージアップに努めます。</p>

※47 地域密着型サービスとは、高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村等で提供する介護保険サービスのこと。

※48 ハラスメントとは、人に対する「嫌がらせ」や「いじめ」などの迷惑行為のこと。

④業務の効率化及び質の向上

概要	介護サービス事業所の指定申請や更新申請、変更届等の提出書類について、押印省略やメールによる提出を可能とするなどの負担軽減を行っています。 また、地域密着型サービス事業所における実地指導時には、厚生労働省が定める標準確認項目及び標準確認文書のみとするとともに、準備書類を事前に周知するなど事業所の事務負担の軽減を図っています。
方針	個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用により業務効率化に努めていきます。 また、県が設置を検討するワンストップ相談窓口等については、事業者への周知を行っていきます。

⑤介護給付^{※49}の適正化の推進

概要	介護サービス給付の適正化を図るため、「ケアプラン ^{※50} の点検（住宅改修の点検等を含む）」「要介護認定の適正化」「医療情報との突合・縦覧点検」等を実施しています。
方針	介護給付適正化主要3事業の推進を図り、サービスの質の確保と向上に取り組みます。 特に「ケアプランの点検（住宅改修の点検等を含む）」については、介護給付適正化システム等を活用しながら、効果的なケアプラン点検等を行い、今後も、地域差の改善や介護給付の適正化に向けて、県や関係機関との協議を踏まえ、定期的・計画的な点検体制の強化に努めます。 また、給付適正化主要3事業の取組状況を公表していきます。 【主な取組】 ・要介護認定の適正化 ・ケアプランの点検 ・医療情報との突合・縦覧点検

⑥介護保険制度の周知

概要	介護保険制度の仕組みや介護サービスの利用について、各種パンフレットの作成、広報紙への掲載、制度の説明会等を開催し、市民に向けた啓発と情報提供を実施しています。
方針	介護保険制度の仕組みやサービスの種類などについて、各種パンフレットやホームページ等を活用し周知に努めます。

※49 介護給付とは、要介護の認定を受けた方が介護保険で利用できる介護サービスのこと。

※50 ケアプランとは、在宅での本人の状態、家庭環境、その他ご要望を踏まえて、生活の改善ができ、より充実した生活を送れるように目標を設定し、目標に向けて利用する介護サービスの種類や頻度を決めたサービス利用計画書のこと。

施策3 高齢者の住まいの確保

① 高齢者の多様な住まいの確保

概要	本市においては、「養護老人ホーム」、「軽費老人ホーム ^{※51} 」及び「生活支援ハウス」が整備されているほか、「住宅型有料老人ホーム ^{※52} 」や「サービス付き高齢者向け住宅」が建設されており、持ち家等から高齢者が安心して生活できる「住まい」への住み替えが増えています。
方針	近年建設が進む「住宅型有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」については、市の住宅や居住に係る施策との連携も踏まえつつ、地域ごとの将来の姿や課題を踏まえたまちづくりの一環として、地域におけるニーズに応じて適切に整備される環境を確保します。

② 在宅高齢者住宅改造の助成

概要	介護等を要する在宅高齢者のいる世帯が、その高齢者に適するように住宅を改造する場合、その経費の一部を助成しています。 手すり設置・段差解消・床材変更・引き戸等への扉の取替え・洋式便器への取替えの5項目が対象工事となります。
方針	在宅に高齢者のいる世帯が住宅設備をその在宅高齢者に適するように改造する経費を助成することにより、寝たきりの状態となることを予防するとともに、介護者の負担を軽減し高齢者の福祉増進を図っていきます。

③ 住宅改修指導の支援

概要	住宅改修助成事業について、住宅改修指導員（リフォームヘルパー）が居宅を訪問し、専門的なアドバイスを行っています。 また、介護保険による住宅改修においては、居宅介護（介護予防）支援の提供を受けていない被保険者の申請時に必要な「住宅改修が必要な理由書」を作成した場合に、介護支援専門員等が所属する事業所へ事務負担として手数料を支給しています。
方針	高齢者の在宅での生活を継続させるため、住宅改修指導員の派遣や住宅改修理由書作成手数料の支給等、住宅改造・改修の支援制度の継続と周知を図っていきます。

④ 高齢者世話付住宅生活援助員の派遣（シルバーハウジング生活援助員派遣事業）

概要	高齢者世話付住宅の入居者に対して生活援助員を派遣することで、安否確認や生活指導、生活支援等を行い、入居者の安全と快適な生活環境の保全を図っています。
方針	生活援助員の派遣により、入居者にとって安定した日常生活の継続が図られるよう、事業を継続していきます。

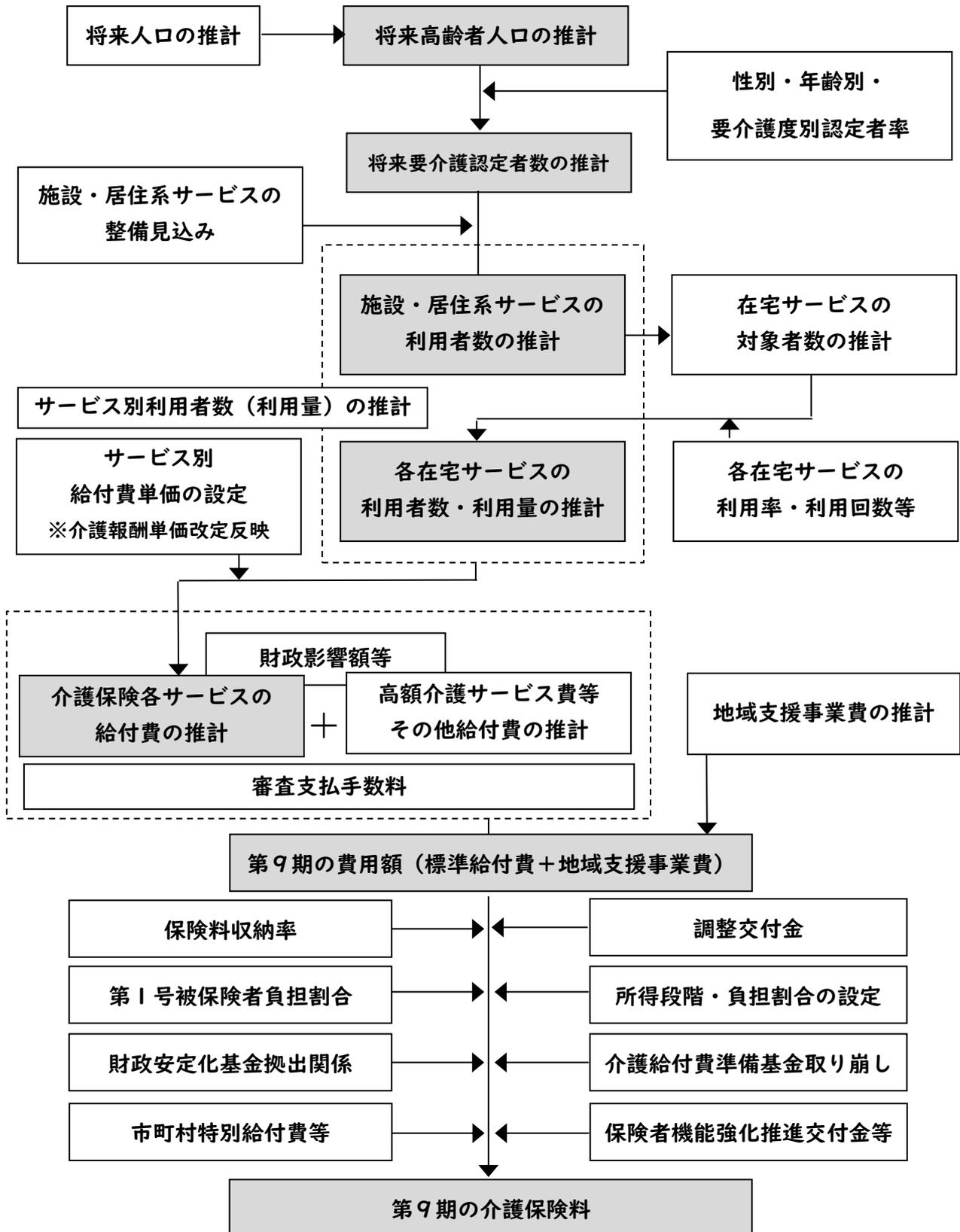
※51 軽費老人ホームとは、60歳以上で身寄りがなく、あるいは家族からの援助が困難で、自立した生活が不安な人が入居できる、老人福祉法により定められている施設。

※52 住宅型有料老人ホームとは、食事、洗濯、清掃などの生活支援サービスが付いた高齢者施設で、ホームのスタッフが介護サービスを提供しない点が介護付き有料老人ホームと異なる。

第5章 介護保険事業の推進

I 介護保険料の計算の流れ

介護保険料は、地域包括ケア「見える化」システム^{※53}を活用し(将来人口の推計を除く)、次のような流れで算出します。



※53 地域包括ケア「見える化」システムとは、厚生労働省が提供する、都道府県・市区町村における介護保険事業(支援)計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム。

2 人口・要介護認定者数の推計

(1) 人口推計

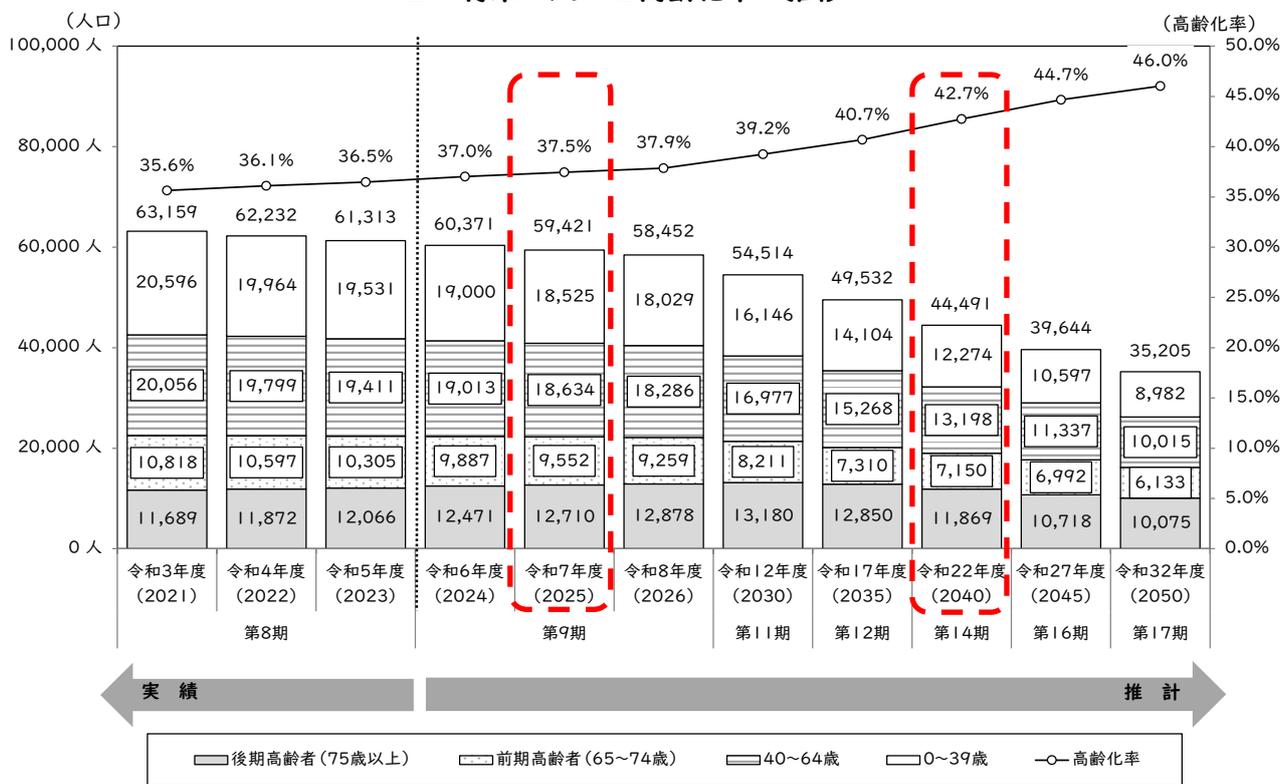
本市の総人口は今後も緩やかに減少し、令和7(2025)年度には59,421人、令和22(2040)年度には44,491人にまで減少することが見込まれています。

40歳から64歳までの第2号被保険者については令和7(2025)年度には18,634人、令和22(2040)年度には13,198人にまで減少する見込みです。

65歳以上の高齢者(第1号被保険者)については、本市ではすでに減少局面に入っていますが、総人口の減少に伴い、高齢化率については今後も増加し、令和7(2025)年度に37.5%、令和22(2040)年度には42.7%まで上昇することが想定されます。

75歳以上の後期高齢者人口については、令和12(2030)年度頃にかけて増加が継続するものの、以降は減少に転じ、令和22(2040)年度には11,869人となる見込みです。

■ 将来の人口と高齢化率の推移



※実績値は、住民基本台帳(各年9月末)
 ※推計値は、性別・1歳別コーホト変化率法による推計

特に介護需要に結びつきやすい85歳以上の高齢者については、増減を繰り返しながらも増加傾向で推移し、令和5(2023)年度の4,691人から令和22(2040)年度には5,252人程度となり、以降は減少に転じる見込みです。

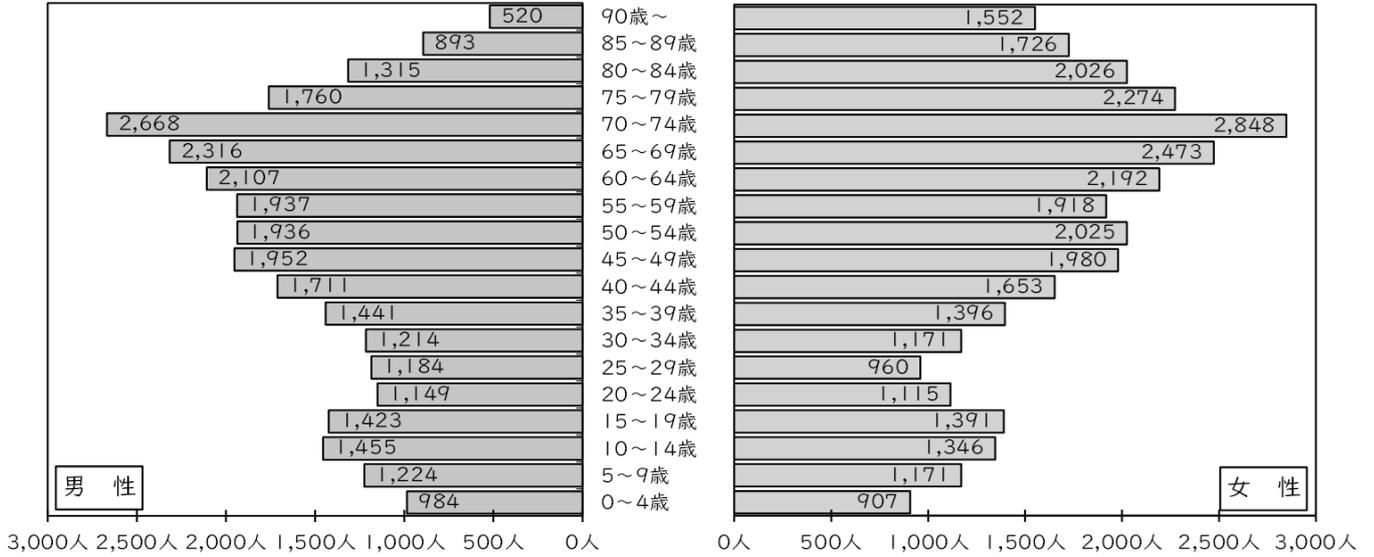
■ 将来の人口と構成比（年齢区分別）

単位：人	第8期			第9期			第11期	第12期	第14期	第16期	第17期
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)	令和32年度 (2050)
総数	63,159	62,232	61,313	60,371	59,421	58,452	54,514	49,532	44,491	39,644	35,205
0～14歳	7,653	7,352	7,087	6,825	6,557	6,327	5,469	4,555	3,925	3,349	2,893
15～39歳	12,943	12,612	12,444	12,175	11,968	11,702	10,677	9,549	8,349	7,248	6,089
40～64歳	20,056	19,799	19,411	19,013	18,634	18,286	16,977	15,268	13,198	11,337	10,015
65歳以上	22,507	22,469	22,371	22,358	22,262	22,137	21,391	20,160	19,019	17,710	16,208
65～74歳	10,818	10,597	10,305	9,887	9,552	9,259	8,211	7,310	7,150	6,992	6,133
65～69歳	5,104	4,886	4,789	4,704	4,538	4,441	3,929	3,605	3,749	3,457	2,882
70～74歳	5,714	5,711	5,516	5,183	5,014	4,818	4,282	3,705	3,401	3,535	3,251
75歳以上	11,689	11,872	12,066	12,471	12,710	12,878	13,180	12,850	11,869	10,718	10,075
75～79歳	3,606	3,780	4,034	4,451	4,790	5,135	4,510	3,860	3,335	3,063	3,186
80～84歳	3,395	3,376	3,341	3,374	3,276	3,072	4,105	3,833	3,282	2,838	2,610
85～89歳	2,619	2,637	2,619	2,538	2,504	2,527	2,423	3,069	2,830	2,421	2,096
90歳以上	2,069	2,079	2,072	2,108	2,140	2,144	2,142	2,088	2,422	2,396	2,183
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	12.1%	11.8%	11.6%	11.3%	11.0%	10.8%	10.0%	9.2%	8.8%	8.4%	8.2%
15～39歳	20.5%	20.3%	20.3%	20.2%	20.1%	20.0%	19.6%	19.3%	18.8%	18.3%	17.3%
40～64歳	31.8%	31.8%	31.7%	31.5%	31.4%	31.3%	31.1%	30.8%	29.7%	28.6%	28.4%
65歳以上	35.6%	36.1%	36.5%	37.0%	37.5%	37.9%	39.2%	40.7%	42.7%	44.7%	46.0%
65～74歳	17.1%	17.0%	16.8%	16.4%	16.1%	15.8%	15.1%	14.8%	16.1%	17.6%	17.4%
65～69歳	8.1%	7.9%	7.8%	7.8%	7.6%	7.6%	7.2%	7.3%	8.4%	8.7%	8.2%
70～74歳	9.0%	9.2%	9.0%	8.6%	8.4%	8.2%	7.9%	7.5%	7.6%	8.9%	9.2%
75歳以上	18.5%	19.1%	19.7%	20.7%	21.4%	22.0%	24.2%	25.9%	26.7%	27.0%	28.6%
75～79歳	5.7%	6.1%	6.6%	7.4%	8.1%	8.8%	8.3%	7.8%	7.5%	7.7%	9.0%
80～84歳	5.4%	5.4%	5.4%	5.6%	5.5%	5.3%	7.5%	7.7%	7.4%	7.2%	7.4%
85～89歳	4.1%	4.2%	4.3%	4.2%	4.2%	4.3%	4.4%	6.2%	6.4%	6.1%	6.0%
90歳以上	3.3%	3.3%	3.4%	3.5%	3.6%	3.7%	3.9%	4.2%	5.4%	6.0%	6.2%

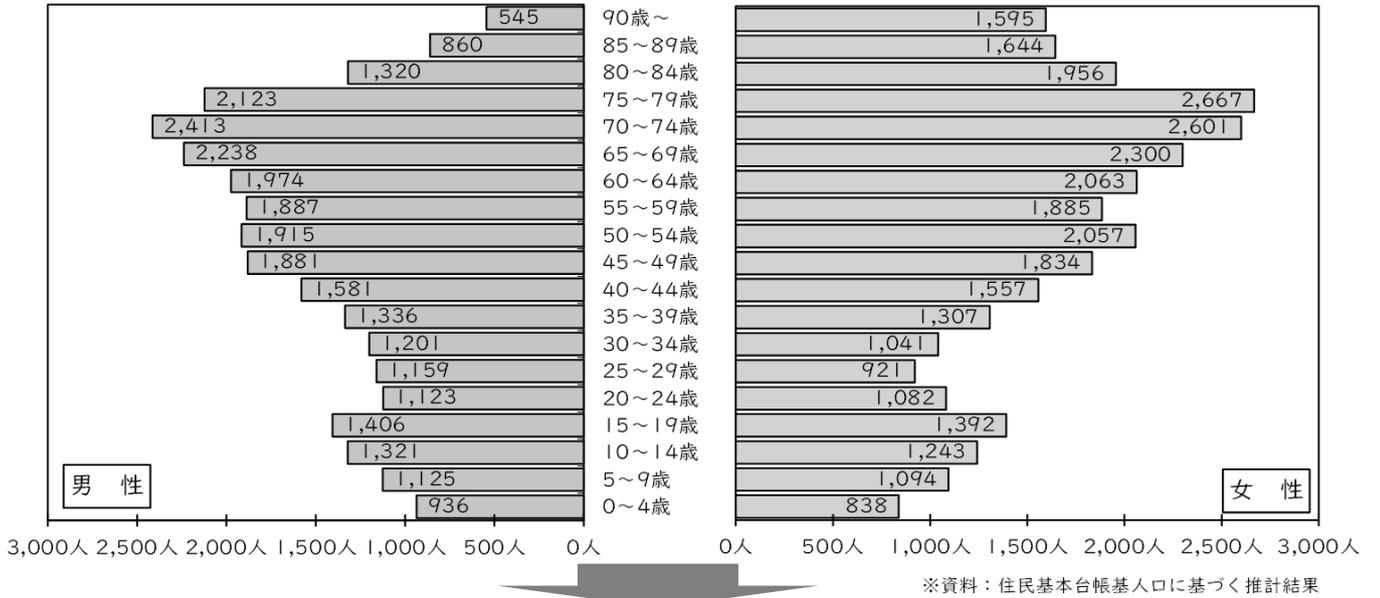
※実績値は、住民基本台帳（各年9月末）

※推計値は、性別・1歳別コーホート変化率法による推計

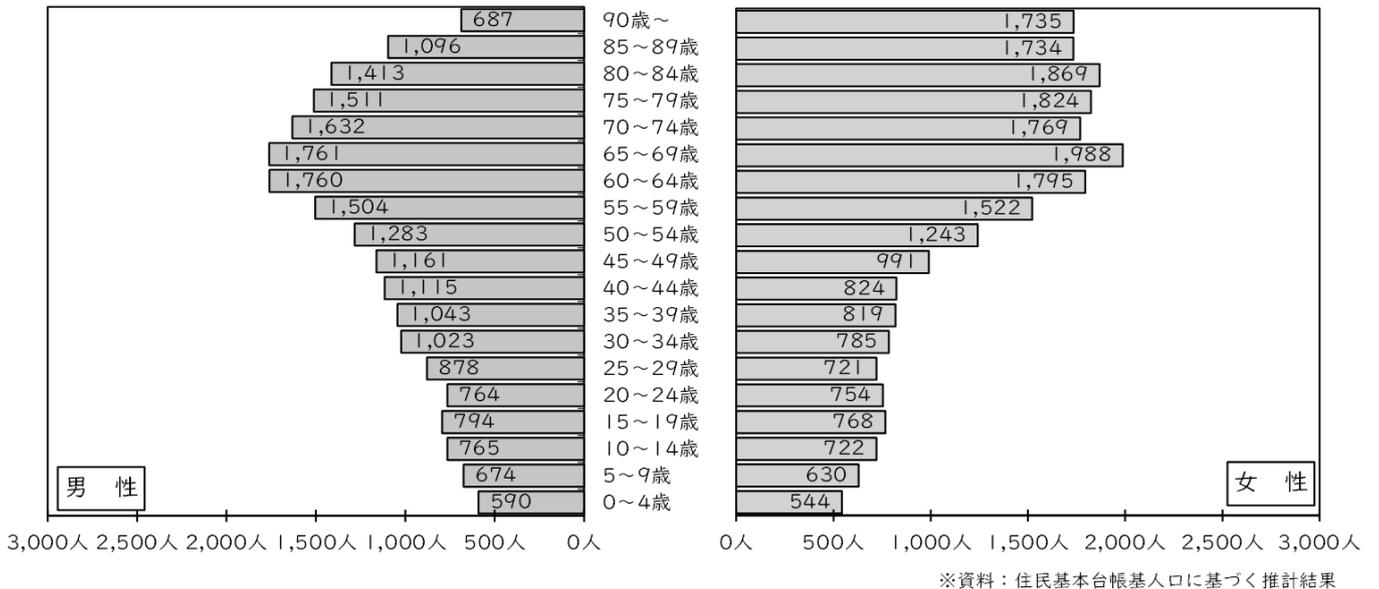
令和5（2023）年度の人口構造



令和7（2025）年度の人口構造



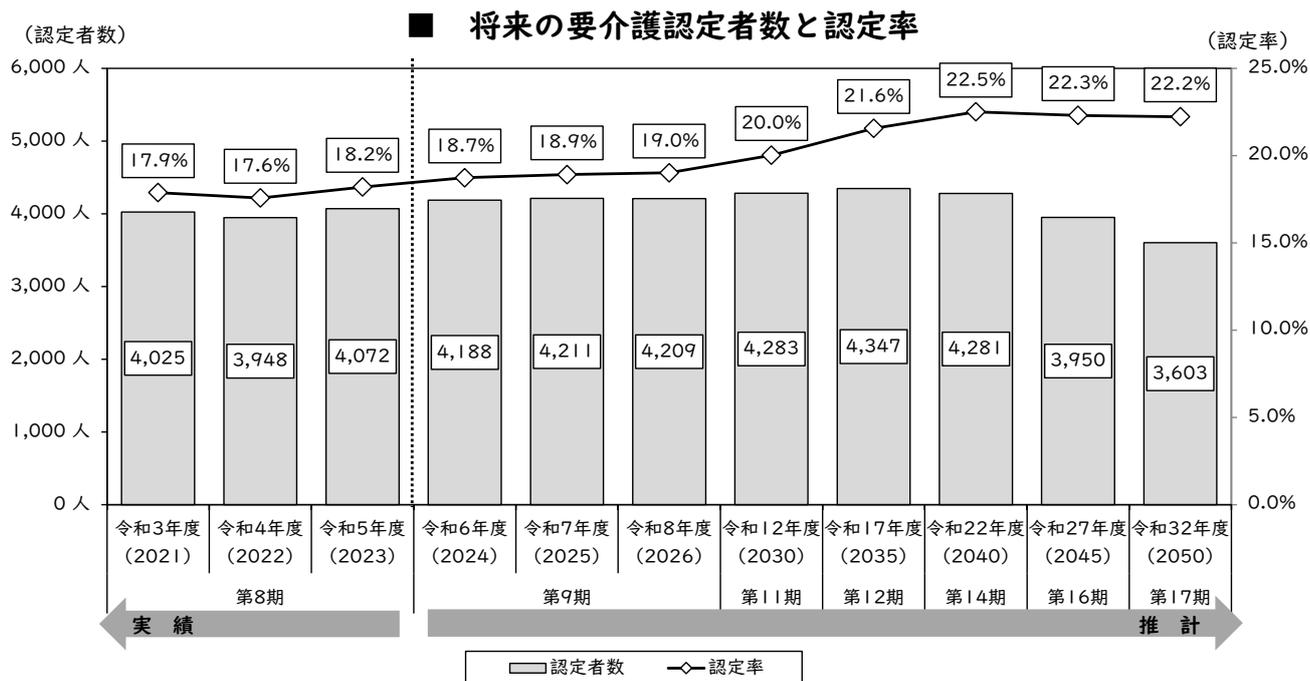
令和22（2040）年度の人口構造



(2) 要介護認定者数の推計

要介護認定者数については、85歳以上の高齢者の増加傾向が見込まれる中で増減を繰り返しながらも、中期的には増加傾向で推移し、令和17(2035)年度頃に4,347人となり、以降は減少に転じる見込みです。

認定率については、65歳以上の高齢者が減少していく中でも当面は増加傾向が継続し、令和22(2040)年度には22.5%となり、以降は減少に転じる見込みです。



単位:人	第8期			第9期			第11期	第12期	第14期	第16期	第17期
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和12年度(2030)	令和17年度(2035)	令和22年度(2040)	令和27年度(2045)	令和32年度(2050)
第1号被保険者数	22,507	22,469	22,371	22,358	22,262	22,137	21,391	20,160	19,019	17,710	16,208
認定者数	4,025	3,948	4,072	4,188	4,211	4,209	4,283	4,347	4,281	3,950	3,603
要支援1	529	477	514	528	528	528	536	552	529	480	438
要支援2	610	594	640	675	682	681	695	703	676	617	565
要介護1	886	914	916	925	933	930	959	968	947	874	797
要介護2	554	508	570	616	618	617	621	634	627	580	528
要介護3	492	500	450	435	440	442	453	458	461	428	390
要介護4	623	641	646	658	648	646	650	662	669	623	566
要介護5	331	314	336	351	362	365	369	370	372	348	319
認定率	17.9%	17.6%	18.2%	18.7%	18.9%	19.0%	20.0%	21.6%	22.5%	22.3%	22.2%

※資料:実績は住民基本台帳人口及び介護保険事業状況報告月報(各年9月末)

※将来の認定者数は、要介護度別・性別・年齢構成区分別のデータを用い、地域包括ケア「見える化」システムにより推計

※認定率は第1号被保険者数に対する認定者全体の比率

3 介護サービス基盤の確保方策

(1) 介護保険3施設・居住系サービス

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

現 状	<p>介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、6施設（中ノ島園、花月園、ひた翠明館、日田園、敬天荘、喜楽苑）があり、令和5年度末で385床が整備されています。</p> <p>令和5年9月月報のサービス受給者数は410人で、市内及び市外の施設に入所しています。</p> <p>令和5年3月末現在における要介護3以上の特別養護老人ホーム入所待機者は197人で、うち自宅での待機者は64人となっています。</p>
方 針	<p>市内施設の待機者の状況については、要介護3以上の中重度の自宅での待機者は令和2年3月末の96人から減少傾向となっています。また、新規入所者数については年度や施設ごとの増減はありますが、定員数の4割を超える状況となっています。</p> <p>施設の整備計画については、待機者や介護者の現状等を考慮しながら検討しなければなりません。待機者が減少傾向であることや入所申込みから入所までの期間が1年未満の人の割合が8割程度であること、また、グループホームの増床もあることから、現状の整備数で対応したいと考えます。</p>

◆要介護3以上の待機者数の状況（令和5年3月末時点）

（単位：人）

介護度 区分	自宅 待機者	病院等での 待機者	施設等での 待機者	その他	計
要介護3	24	11	15	12	62
要介護4	31	24	24	15	94
要介護5	9	16	7	9	41
合計	64	51	46	36	197

◇病院等=医療保険及び介護保険で入院 ◇施設等=老健、市外等の特養

◇その他=グループホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型

◆令和4年度介護老人福祉施設入所者の状況について

	①定員数	②令和4年度中 の新規入所者数	入所率 ②/①	申込から入所までの期間が 1年未満の割合
計	414人	166人	40.10%	77.71%

※地域密着型介護老人福祉施設（定員29人）含む

（参考）入所の案内をしたが断った人数 174人

【断った主な理由】他施設入居、死亡、本人の拒否、現在の施設で落ち着いている、
家族の希望

②介護老人保健施設

現 状	介護老人保健施設は、2施設（聖陵ストリーム、六和会センテナリアン）215床が整備されています。 令和5年9月月報のサービス受給者数は219人で、市内及び市外の施設に入所しています。
方 針	本施設の整備数については、現状の整備数で対応したいと考えます。

③介護療養型医療施設

現 状	介護療養型医療施設は、1施設（原病院）18床が整備されています。 令和5年9月月報のサービス受給者数は15人で、市内及び市外の施設に入所しています。
方 針	介護保険法の改正により、令和6年3月31日までに介護医療院への転換もしくは医療療養病床等への転換が必要となりますが、原病院は令和6年4月に医療療養病床へ転換する予定です。

④介護医療院

現 状	介護医療院は、1施設（新関内科医院）7床が整備されています。 令和5年9月月報のサービス受給者数は5人で、市内及び市外の施設に入所しています。
方 針	本施設の整備数については、現状の整備数で対応したいと考えます。

⑤特定施設入居者生活介護

現 状	特定施設入居者生活介護は、3施設（踏青日高、向日葵、日田延寿寮）92床が整備されています。 令和5年9月月報のサービス受給者数は83人で、市内及び市外の施設に入居しています。
方 針	高齢者が安心して暮らすことができる「住まい」への住み替えの需要が増大しており、第7期期間中には有料老人ホームが4施設140床が整備されています。 この有料老人ホームについては、より安心して生活できる環境を整えることが必要と考え、第9期計画では、定員30人未満の小規模な地域密着型特定施設入居者生活介護1施設（29床）の整備に取り組みたいと考えることから、特定施設入居者生活介護については現状の整備数で対応したいと考えます。

⑥認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

現 状	<p>認知症対応型共同生活介護は、9 施設（ひまわり（3ユニット）、花・花（2ユニット）、おおつるの家（2ユニット）、敬天、ビハール豆田、日田園、ほうゆう・和の家、すばる竹田園、さくら）で、13ユニット117床が整備されています。</p> <p>令和5年9月月報のサービス受給者数は107人で、市内の施設に入居しています。</p>
方 針	<p>要介護認定者の概ね8割が何らかの認知症を有する状況にあり、認知症高齢者に対するより一層の支援が必要と考えます。</p> <p>また、地域密着型サービス事業所は、地域を支える機能も有するため、指定の圏域は設けず、現在、指定事業所の少ない圏域及び指定事業所の無い地域を優先し、第9期期間中に1ユニット（9床）の整備に取り組みます。</p>

◆整備数（必要利用定員数）

単位：床

圏域名	第8期 (R3～5年度)	第9期 (R6～8年度)	R12年度
中央圏域	27	126	126
西部圏域	36		
東部圏域	45		
南部圏域	9		
計	117	126	126

⑦地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）

現 状	<p>定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設である地域密着型特別養護老人ホームは、西部圏域に1施設（花月園）29床が整備されています。</p> <p>令和5年9月月報のサービス受給者数は29人で、市内の施設に入所しています。</p>
方 針	<p>定員30人以上の介護老人福祉施設と同様に、第9期期間中は現状の整備数で対応したいと考えます。</p>

◆整備数（必要利用定員数）

単位：床

圏域名	第8期 (R3～5年度)	第9期 (R6～8年度)	R12年度
中央圏域	-	-	-
西部圏域	29	29	29
東部圏域	-	-	-
南部圏域	-	-	-
計	29	29	29

⑧地域密着型特定施設入居者生活介護

現 状	定員30人未満の小規模な有料老人ホーム等で特定施設入居者生活介護を提供する地域密着型特定施設は、令和5年度末で3施設(ケアビレッジ朋友、踏青、陽だまり)87床整備されています。 令和5年9月月報のサービス受給者数は80人で、市内の施設に入所しています。
方 針	特別養護老人ホームへの入所が中重度の要介護者に重点化されていることも踏まえ、軽度者であっても利用可能な施設の確保が必要と考えます。また、高齢者がより安心して生活できる環境を整えることも必要と考え、指定の圏域は設けず、第9期期間中に1施設(29床)の整備に取り組みます。

◆整備数(必要利用定員数)

単位:床

圏域名	第8期 (R3~5年度)	第9期 (R6~8年度)	R12年度
中央圏域	58	116	116
西部圏域	29		
東部圏域	-		
南部圏域	-		
計	87	116	116

■ 介護保険3施設・居住系サービスの必要利用定員数及び介護保険外施設の見通し

計画期間		第6期	第7期	第8期	第9期			R12年度	
年 度		H29年度	R2年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		
認定者数等 (単位:人)	高齢者人口(第1号被保険者数)	22,202	22,510	22,357	22,358	22,262	22,137	21,391	
	要支援・要介護認定者数	4,169	4,084	4,072	4,188	4,211	4,209	4,283	
	要介護3~5の認定者数 ①	1,469	1,457	1,432	1,444	1,450	1,453	1,472	
	要介護1~5の認定者数 ②	3,210	2,904	2,918	2,985	3,001	3,000	3,052	
3施設・居住系サービス (定員数)	介護3施設	介護老人福祉施設	385	385	385	385	385	385	385
		地域密着型介護老人福祉施設	29	29	29	29	29	29	29
		介護老人保健施設	215	215	215	215	215	215	215
		介護療養型医療施設・介護医療院	30	30	25	7	7	7	7
	計		659	659	654	636	636	636	636
	居住系施設	特定施設	71	92	92	92	92	92	92
		地域密着型特定施設	58	87	87	87	87	116	116
		認知症高齢者グループホーム	90	108	117	117	117	126	126
		計	219	287	296	296	296	334	334
	小計 ③		878	946	950	932	932	970	970
介護保険外の施設(定員数)	有料老人ホーム	166	276	276	276	276	276	276	
	サービス付高齢者向け住宅	47	47	49	49	49	49	49	
	計	213	323	325	325	325	325	325	
合計 ④		1,091	1,269	1,275	1,257	1,257	1,295	1,295	
要介護認定者数(要介護3以上)に対する施設・居住系サービスの整備数の割合【③÷①】		59.77%	64.93%	66.34%	64.54%	64.28%	66.76%	65.90%	
要介護認定者数(要介護1以上)に対する全ての施設の整備数の割合【④÷②】		33.99%	43.70%	43.69%	42.11%	41.89%	43.17%	42.43%	

※高齢者人口及び認定者数の実績は介護保険事業状況報告(各年9月末)

※施設数は各年度末の数値

■ 介護保険3施設・居住系サービスの利用者の推移と見込み数

介護保険3施設・居住系サービスの方針から、下記のとおり施設・居住系サービスの利用者数を推計しました。

【介護度別】

単位：人

介護度	第8期			第9期			R12年度
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
要支援1	6	4	4	8	8	9	10
要支援2	16	20	14	20	21	23	24
要介護1	114	103	94	95	95	99	100
要介護2	109	93	79	96	97	107	107
要介護3	193	190	194	205	210	218	221
要介護4	335	356	365	374	376	387	389
要介護5	191	182	180	190	196	203	205
合計	964	948	930	988	1,003	1,046	1,056

(見える化システムにより推計。実績は介護保険事業状況報告数値(R5は9月月報までが反映))

【サービス種類別】

単位：人

種類	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度
居宅(介護予防)サービス	98	94	79	100	105	110	115
特定施設入居者生活介護							
要支援	19	20	14	23	24	26	28
要介護	79	74	65	77	81	84	87
地域密着型(介護予防)サービス	219	217	212	233	233	271	271
認知症対応型共同生活介護							
要支援	3	4	4	5	5	6	6
要介護	102	103	103	112	112	120	120
特定施設入居者生活介護	85	80	76	87	87	116	116
介護老人福祉施設	29	30	29	29	29	29	29
施設サービス	647	637	639	655	665	665	670
介護老人福祉施設	418	408	404	425	430	430	435
介護老人保健施設	206	209	208	220	225	225	225
介護療養型医療施設	21	15	20	-	-	-	-
介護医療院	2	5	7	10	10	10	10
合計	964	948	930	988	1,003	1,046	1,056

■ 在宅サービス等の受給対象者数の算出

介護保険3施設及び居住系サービスの利用者数の推計後、「在宅サービス等受給対象者数」が算出されます。

「在宅サービス等受給対象者数」とは、施設・居住系サービスを利用していない要介護（要支援）認定者数をいい、在宅サービス等の推計の基準人数となります。

《算出の方法》

要介護(要支援)
認定者数 = ①

施設・居住系サービス
利用者数 = ②

=

在宅サービス等
受給対象者数 = ③

【要介護（要支援）認定者】 = ①

単位：人

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
要支援1	529	477	514	528	528	528	536	529
要支援2	610	594	640	675	682	681	695	676
要介護1	886	914	916	925	933	930	959	947
要介護2	554	508	570	616	618	617	621	627
要介護3	492	500	450	435	440	442	453	461
要介護4	623	641	646	658	648	646	650	669
要介護5	331	314	336	351	362	365	369	372
計	4,025	3,948	4,072	4,188	4,211	4,209	4,283	4,281

(実績は介護保険事業状況報告数値(各年9月末))

【施設・居住系サービス利用者】 = ②

単位：人

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
要支援1	6	4	4	8	8	9	10	10
要支援2	16	20	14	20	21	23	24	24
要介護1	114	103	94	95	95	99	100	100
要介護2	109	93	79	96	97	107	107	107
要介護3	193	190	194	205	210	218	221	221
要介護4	335	356	365	374	376	387	389	389
要介護5	191	182	180	190	196	203	205	205
計	964	948	930	988	1,003	1,046	1,056	1,056

【在宅サービス等受給対象者数の推計】 = ③

単位：人

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
要支援1	523	473	510	520	520	519	526	519
要支援2	594	574	626	655	661	658	671	652
要介護1	772	811	822	830	838	831	859	847
要介護2	445	415	491	520	521	510	514	520
要介護3	299	310	256	230	230	224	232	240
要介護4	288	285	281	284	272	259	261	280
要介護5	140	132	156	161	166	162	164	167
計	3,061	3,000	3,142	3,200	3,208	3,163	3,227	3,225

《サービス利用率》

1月あたり当該サービス利用者数

÷ 在宅サービス受給対象者総数

(2) 居宅サービス

①通所系の介護サービス（地域密着型サービス除く）

現 状	<p>○サービス事業所(令和5年9月末) 通所介護 13事業所/通所リハビリテーション 11事業所</p> <p>○サービス利用率(令和5年実績(見込)値) 通所介護 14.8%/通所リハビリテーション 26.5%</p>
方 針	<p>地域密着型通所介護の整備が進んでいることもあり、現在のサービス提供事業所で対応可能と考えますが、通所系のサービスは本市において利用率が高いサービスであることから、今後も必要なサービスの確保に努めます。</p>

②訪問系の介護サービス

現 状	<p>○サービス事業所(令和5年9月末) 訪問介護 24事業所/訪問リハビリテーション 9事業所/訪問看護ステーション 13事業所</p> <p>○サービス利用率(令和5年実績(見込)値) 訪問介護 16.2%/訪問リハビリテーション 6.3%/訪問看護ステーション 8.8%</p> <p>(参考)保険医療機関等が提供する訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導は事業所の指定があったものとみなされます。</p>
方 針	<p>訪問介護員の不足の実態が明らかになっていることを踏まえ、介護職員の確保のため、引き続き介護職員初任者研修等への支援を行うとともに、介護のしごとの魅力発信の取組を充実し、サービスの確保に努めます。</p> <p>市内に事業所がない訪問入浴介護については、利用者の実態や事業者の意向等を踏まえながら、必要に応じて働きかけを行っていきます。</p> <p>また、在宅要介護者の生活を支えるため、訪問リハビリテーション等の更なる普及に向け、関係団体等と連携したうえで、事業者への働きかけを行っていきます。</p>

③短期入所（ショートステイ）系のサービス

現 状	<p>○サービス事業所(令和5年9月末) 短期入所生活介護 8事業所(※うち1事業所は休止中)/ 短期入所療養介護(老健) 2事業所/短期入所療養介護(療養型・医療院) 2事業所</p> <p>○サービス利用率(令和5年実績(見込)値) 短期入所生活介護 5.9%/短期入所療養介護(老健) 1.3%/ 短期入所療養介護(療養型・医療院) 0.0%</p>
方 針	<p>重度な方ほどその利用率が高く、家族介護者の身体的・精神的な負担を軽減するために必要なサービスであり、サービス利用時期が重なるとベッドが不足する場合があります。</p> <p>ベッド数の増床に向け、特別養護老人ホーム事業者等への働きかけを行い、必要なサービスの確保に努めます。</p>

(3) 地域密着型サービス

①地域密着型通所介護（定員18人以下）

現 状	<p>○平成28年4月から、通所介護事業所のうち定員18人以下の事業所が、市が指導・監督する地域密着型通所介護事業所へ移行しています。</p> <p>○サービス事業所(令和5年9月末) 地域密着型通所介護 13事業所（※うち1事業所は休止中）</p> <p>○サービス利用率(令和5年実績(見込)値) 地域密着型通所介護 4.9%</p>
方 針	<p>令和4年度から5年度までに新たに3事業所が整備されています。</p> <p>可能な限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう、今後も、地域との連携を図り、サービス及び質の確保に努めます。</p>

◆整備数(事業所数)

単位:箇所

圏域名	第8期 (R3~5年度)	第9期 (R6~8年度)
中央圏域	4	4
西部圏域	4	4
東部圏域	3	3
南部圏域	2	2
計	13	13

②小規模多機能型居宅介護

現 状	<p>○サービス事業所(令和5年9月末) 小規模多機能型居宅介護 7事業所 登録定員173人（※うち1事業所は休止中）</p> <p>○サービス利用率(令和5年実績(見込)値) 小規模多機能型居宅介護 3.6%</p>
方 針	<p>現在、登録人員が定員数に達していない事業所もありますが、小規模多機能型居宅介護の認知度の向上のため、本サービスの周知を行い、更なる利用の拡充を図ります。</p> <p>可能な限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう、今後も地域との連携を図り、サービス及び質の確保に努めます。</p>

◆整備数(事業所数)

単位:箇所

圏域名	第8期 (R3~5年度)	第9期 (R6~8年度)
中央圏域	3	3
西部圏域	1	1
東部圏域	2	2
南部圏域	1	1
計	7	7

③看護小規模多機能型居宅介護

現 状	○サービス事業所(令和5年9月末) 看護小規模多機能型居宅介護 提供事業所なし
方 針	令和5年度中に1事業所が整備される予定です。 医療ニーズの高い中重度の要介護者が地域で生活を継続することを支えるため、第9期期間中は指定事業所の無い圏域を優先し、1事業所の整備に取り組みます。

◆整備数(事業所数)

単位:箇所

圏域名	第8期 (R3~5年度)	第9期 (R6~8年度)
中央圏域	0	2
西部圏域	0	
東部圏域	1	
南部圏域	0	
計	1	2

④定期巡回・随時対応型訪問介護看護

現 状	○サービス事業所(令和5年9月末) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 提供事業所なし
方 針	全国的には徐々に普及していますが、現在、本市においては事業所は未整備となっています。重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、利用者のニーズの状況や事業者の意向等を踏まえながら、必要に応じてサービスの確保について検討します。

⑤夜間対応型訪問介護

現 状	○サービス事業所(令和5年9月末) 夜間対応型訪問介護 提供事業所なし
方 針	全国的に普及していない状況であり、現在、本市においても事業所は未整備となっていますが、訪問介護サービス事業所や小規模多機能型居宅介護事業所に対応できるものと考えます。

⑥認知症対応型通所介護

現 状	○サービス事業所(令和5年9月末) 認知症対応型通所介護 6事業所 ○サービス利用率(令和5年実績(見込)値) 認知症対応型通所介護 4.5%
方 針	令和3年度に新たに1事業所が整備されています。 可能な限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう、今後も、地域との連携を図り、サービス及び質の確保に努めます。

◆整備数(事業所数)

単位:箇所

圏域名	第8期 (R3~5年度)	第9期 (R6~8年度)
中央圏域	2	2
西部圏域	2	2
東部圏域	1	1
南部圏域	1	1
計	6	6

■ 在宅サービス等の利用者数の推計(サービス種類別)

【在宅サービスの1月あたり利用者数の推計】

単位:人

種類名	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
居宅サービス						
訪問介護	510	526	528	517	529	537
訪問入浴介護	6	6	6	6	6	6
訪問看護	278	292	292	287	293	296
訪問リハビリテーション	199	213	215	212	216	216
居宅療養管理指導	139	150	149	145	148	151
通所介護	466	480	484	473	482	491
通所リハビリテーション	834	878	888	878	895	893
短期入所生活介護	185	181	181	178	183	185
短期入所療養介護(老健)	40	44	44	44	45	44
短期入所療養介護(病院等)	0	1	1	1	1	1
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	1,383	1,415	1,421	1,403	1,431	1,443
特定福祉用具購入費	25	25	28	28	29	29
住宅改修費	27	30	31	30	31	31
介護予防支援・居宅介護支援	2,116	2,218	2,237	2,202	2,247	2,251
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6	8	7	7	7	7
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	154	190	188	181	186	187
認知症対応型通所介護	142	152	155	152	154	157
小規模多機能型居宅介護	113	128	139	147	149	149
看護小規模多機能型居宅介護	0	29	29	58	58	58

(見える化システムにより推計。令和5年度は実績(見込)値)

《サービス利用率》
1月あたり当該サービス利用者数
÷ 在宅サービス受給対象者総数

【在宅サービスの1月あたり利用率の推計】

種類名	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
居宅サービス						
訪問介護	16.2%	16.4%	16.5%	16.3%	16.4%	16.7%
訪問入浴介護	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
訪問看護	8.8%	9.1%	9.1%	9.1%	9.1%	9.2%
訪問リハビリテーション	6.3%	6.7%	6.7%	6.7%	6.7%	6.7%
居宅療養管理指導	4.4%	4.7%	4.6%	4.6%	4.6%	4.7%
通所介護	14.8%	15.0%	15.1%	15.0%	14.9%	15.2%
通所リハビリテーション	26.5%	27.4%	27.7%	27.8%	27.7%	27.7%
短期入所生活介護	5.9%	5.7%	5.6%	5.6%	5.7%	5.7%
短期入所療養介護(老健)	1.3%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
短期入所療養介護(病院等)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
短期入所療養介護(介護医療院)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
福祉用具貸与	44.0%	44.2%	44.3%	44.4%	44.3%	44.7%
特定福祉用具購入費	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%
住宅改修費	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%
介護予防支援・居宅介護支援	67.3%	69.3%	69.7%	69.6%	69.6%	69.8%
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
夜間対応型訪問介護	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
地域密着型通所介護	4.9%	5.9%	5.9%	5.7%	5.8%	5.8%
認知症対応型通所介護	4.5%	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%	4.9%
小規模多機能型居宅介護	3.6%	4.0%	4.3%	4.6%	4.6%	4.6%
看護小規模多機能型居宅介護	0.0%	0.9%	0.9%	1.8%	1.8%	1.8%

4 介護保険サービスの量の見込み

- 令和4・5年度値は介護保険事業状況報告に基づき地域包括ケア「見える化」システムに自動入力された実績値。
 なお、令和5年度値については令和4年度の各月累計実績に、令和5年度9月末までの累計値と令和4年度の同月までの累計値を比較した変化率を乗じて年度累計が見込まれており、実際の値とは異なる場合がある。
 ○令和6年度以降は地域包括ケア「見える化」システムを用いた推計値となる。

(1) 予防給付利用量の見込み

今後、要支援認定者数の増加が見込まれる中で、予防給付の利用量については、一部のサービスを除き、基本的に増加傾向で推移することを見込んでいます。

予防給付		第8期		第9期			第11期	第14期
		令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
(1) 介護予防サービス								
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数(回)	303.3	329.9	345.5	339.4	342.8	350.2	342.8
	人数(人)	53	53	52	50	50	51	50
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	647.3	787.5	879.5	915.2	936.9	948.0	925.8
	人数(人)	71	84	92	94	96	97	95
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	4	4	5	5	5	5	5
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	330	306	331	336	335	340	333
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	28.1	36.3	42.6	42.6	43.2	43.2	43.2
	人数(人)	7	8	9	9	9	9	9
介護予防短期入所療養介護 (老健)	日数(日)	1.8	1.2	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7
	人数(人)	1	1	2	2	2	2	2
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	355	366	366	358	358	365	356
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	8	9	9	10	11	11	11
介護予防住宅改修	人数(人)	11	14	16	16	16	16	16
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	19	14	23	24	26	28	28
(2) 地域密着型介護予防サービス								
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	66.7	97.7	105.4	111.1	111.1	111.1	106.4
	人数(人)	12	20	22	23	23	23	22
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	23	21	23	25	27	27	27
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	4	4	5	5	6	6	6
(3) 介護予防支援	人数(人)	600	603	652	661	658	670	654

※回(日)数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数

(2) 介護給付利用量の見込み

介護給付利用量の見込みについては、「3 介護サービス基盤の確保方策」で示した本市におけるサービス基盤整備の方向性を踏まえ見込んでいます。

介護給付		第8期		第9期			第11期	第14期
		令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
(1) 居宅サービス								
訪問介護	回数(回)	12,379.9	12,582.1	13,007.3	13,081.2	12,868.3	13,139.4	13,446.6
	人数(人)	516	510	526	528	517	529	537
訪問入浴介護	回数(回)	28.6	24.9	26.4	26.4	26.4	26.4	26.4
	人数(人)	7	6	6	6	6	6	6
訪問看護	回数(回)	1,408.8	1,504.8	1,629.5	1,640.5	1,611.6	1,645.4	1,673.2
	人数(人)	215	225	240	242	237	242	246
訪問リハビリテーション	回数(回)	1,084.1	1,196.1	1,240.1	1,214.4	1,151.9	1,184.5	1,204.1
	人数(人)	104	115	121	121	116	119	121
居宅療養管理指導	人数(人)	123	135	145	144	140	143	146
通所介護	回数(回)	6,827.4	6,507.9	6,904.2	6,911.4	6,660.9	6,766.7	6,932.4
	人数(人)	506	466	480	484	473	482	491
通所リハビリテーション	回数(回)	4,848.6	5,122.6	5,482.8	5,743.8	5,721.8	5,848.6	5,906.8
	人数(人)	518	528	547	552	543	555	560
短期入所生活介護	日数(日)	1,934.1	1,820.7	1,684.0	1,702.0	1,664.9	1,714.1	1,747.1
	人数(人)	170	177	172	172	169	174	176
短期入所療養介護 (老健)	日数(日)	218.5	242.3	248.5	247.5	247.5	252.4	247.5
	人数(人)	32	39	42	42	42	43	42
短期入所療養介護 (病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	1	1	1	1	1
短期入所療養介護 (介護医療院)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数(人)	977	1,017	1,049	1,063	1,045	1,066	1,087
特定福祉用具購入費	人数(人)	15	16	16	18	17	18	18
住宅改修費	人数(人)	11	13	14	15	14	15	15
特定施設入居者生活介護	人数(人)	74	65	77	81	84	87	87
(2) 地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	6	6	8	7	7	7	7
夜間対応型訪問介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回数(回)	1,873.9	1,833.9	2,169.1	2,171.8	2,092.1	2,144.1	2,165.2
	人数(人)	151	154	190	188	181	186	187
認知症対応型通所介護	回数(回)	1,268.3	1,251.4	1,309.4	1,309.8	1,249.1	1,264.5	1,313.2
	人数(人)	121	122	130	132	129	131	135
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	97	92	105	114	120	122	122
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	104	103	112	112	120	120	120
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	79	76	87	87	116	116	116
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	29	29	29	29	29	29	29
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	1	0	29	29	58	58	58
(3) 施設サービス								
介護老人福祉施設	人数(人)	408	404	425	430	430	435	435
介護老人保健施設	人数(人)	208	208	220	225	225	225	225
介護医療院	人数(人)	5	7	10	10	10	10	10
介護療養型医療施設	人数(人)	15	20					
(4) 居宅介護支援	人数(人)	1,538	1,513	1,566	1,576	1,544	1,577	1,597

※回(日)数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数

5 総給付費の推計

給付費については検討中です。

(1) 総給付費の見込み

単位:千円	第8期		第9期			第11期	第14期
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
予防給付費	302,346	302,894					
介護給付費	5,710,392	5,807,307			検討中		
総給付費	6,012,738	6,110,201					

※年度間累計の金額

(2) 予防給付費の見込みの内訳

予防給付 (単位:千円)	第8期		第9期			第11期	第14期
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
(1) 介護予防サービス	234,027	230,145					
介護予防訪問入浴介護	0	0					
介護予防訪問看護	13,236	14,402					
介護予防訪問リハビリテーション	21,902	26,527					
介護予防居宅療養管理指導	482	404					
介護予防通所リハビリテーション	133,887	125,069					
介護予防短期入所生活介護	2,124	2,637					
介護予防短期入所療養介護(老健)	218	161					
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0					
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0					
介護予防福祉用具貸与	27,139	29,674			検討中		
特定介護予防福祉用具購入費	2,870	3,241					
介護予防住宅改修	11,964	14,007					
介護予防特定施設入居者生活介護	20,205	14,023					
(2) 地域密着型介護予防サービス	35,159	39,110					
介護予防認知症対応型通所介護	7,048	10,297					
介護予防小規模多機能型居宅介護	18,390	17,105					
介護予防認知症対応型共同生活介護	9,721	11,707					
(3) 介護予防支援	33,160	33,640					
合 計	302,346	302,894					

※年度間累計の金額

(3) 介護給付費の見込みの内訳

介護給付 (単位:千円)	第8期		第9期			第11期	第14期
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
(1) 居宅サービス	2,209,590	2,216,974					
訪問介護	446,027	444,109					
訪問入浴介護	4,766	4,174					
訪問看護	75,127	83,066					
訪問リハビリテーション	36,802	40,893					
居宅療養管理指導	12,011	13,204					
通所介護	611,509	595,638					
通所リハビリテーション	482,092	511,813					
短期入所生活介護	188,765	180,833					
短期入所療養介護(老健)	31,476	35,409					
短期入所療養介護(病院等)	0	0					
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0					
福祉用具貸与	136,709	140,660					
特定福祉用具購入費	5,531	6,894					
住宅改修費	11,190	12,747					
特定施設入居者生活介護	167,585	147,533					
(2) 地域密着型サービス	1,155,576	1,164,344					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	12,972	13,690					
夜間対応型訪問介護	0	0					
地域密着型通所介護	184,235	179,459					
認知症対応型通所介護	158,523	159,757					
小規模多機能型居宅介護	204,221	209,257					
認知症対応型共同生活介護	306,691	316,896					
地域密着型特定施設入居者生活介護	183,076	177,385					
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	104,757	107,901					
看護小規模多機能型居宅介護	1,101	0					
(3) 施設サービス	2,079,542	2,160,587					
介護老人福祉施設	1,248,815	1,266,270					
介護老人保健施設	757,813	797,425					
介護医療院	17,200	25,578					
介護療養型医療施設	55,714	71,314					
(4) 居宅介護支援	265,684	265,401					
合計	5,710,392	5,807,307					

検討中

※年度間累計の金額

6 標準給付費等の見込み

(1) 標準給付費

総給付費や特定入所者介護サービス費等給付額等を含む標準給付費については検討中です。

(単位:円)	第9期			第11期	第14期
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
総給付費(財政影響額調整後)【A(A'-A'')】					
総給付費【A'】					
利用者負担の見直し等に伴う財政影響額【A''】					
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)【B(B'-B'')】					
特定入所者介護サービス費等給付額【B'】					
制度改正に伴う財政影響額【B''】					
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)【C(C'-C'')】					
高額介護サービス費等給付額【C'】					
高額介護サービス費等の見直し等に伴う財政影響額【C''】					
高額医療合算介護サービス費等給付額【D】					
算定対象審査支払手数料【E】					
標準給付費見込額 (A+B+C+D+E)					

検討中

- ◇「標準給付費」は第1号被保険者の保険料算定の基礎となる介護サービスの総費用
- ◇「総給付費」は介護サービス利用料のうち、自己負担以外の介護保険から支払われる費用の総額(※財政影響額は物価・賃金の上昇等による総給付費の増加の影響を見込む場合等の調整額)
- ◇「特定入所者介護サービス費」は、所得の低い方が介護保険施設に入所する場合やショートステイを利用した場合に、食費や居住費の負担を軽減するために支給されるもの(※財政影響額は給付額の調整額)
- ◇「高額介護サービス費等給付額」は、1か月に受けた介護保険サービスの1割から3割の利用者負担の合計が上限額を超えた場合、その超えた分が高額介護サービス費として支給されるもの(※財政影響額は給付額の調整額)
- ◇「高額医療合算介護サービス費等給付額」は、1年間に医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯の自己負担額の合計が著しく高額になる場合、医療・介護合算の自己負担限度額(年額)を超えた金額が高額医療合算介護サービス費として支給されるもの
- ◇「算定対象審査支払手数料」は、市町村と都道府県国保連合会との契約により定められる審査支払手数料単価のうち、国庫負担金等の算定の基準となる単価に審査支払見込件数を乗じた額

(2) 地域支援事業費

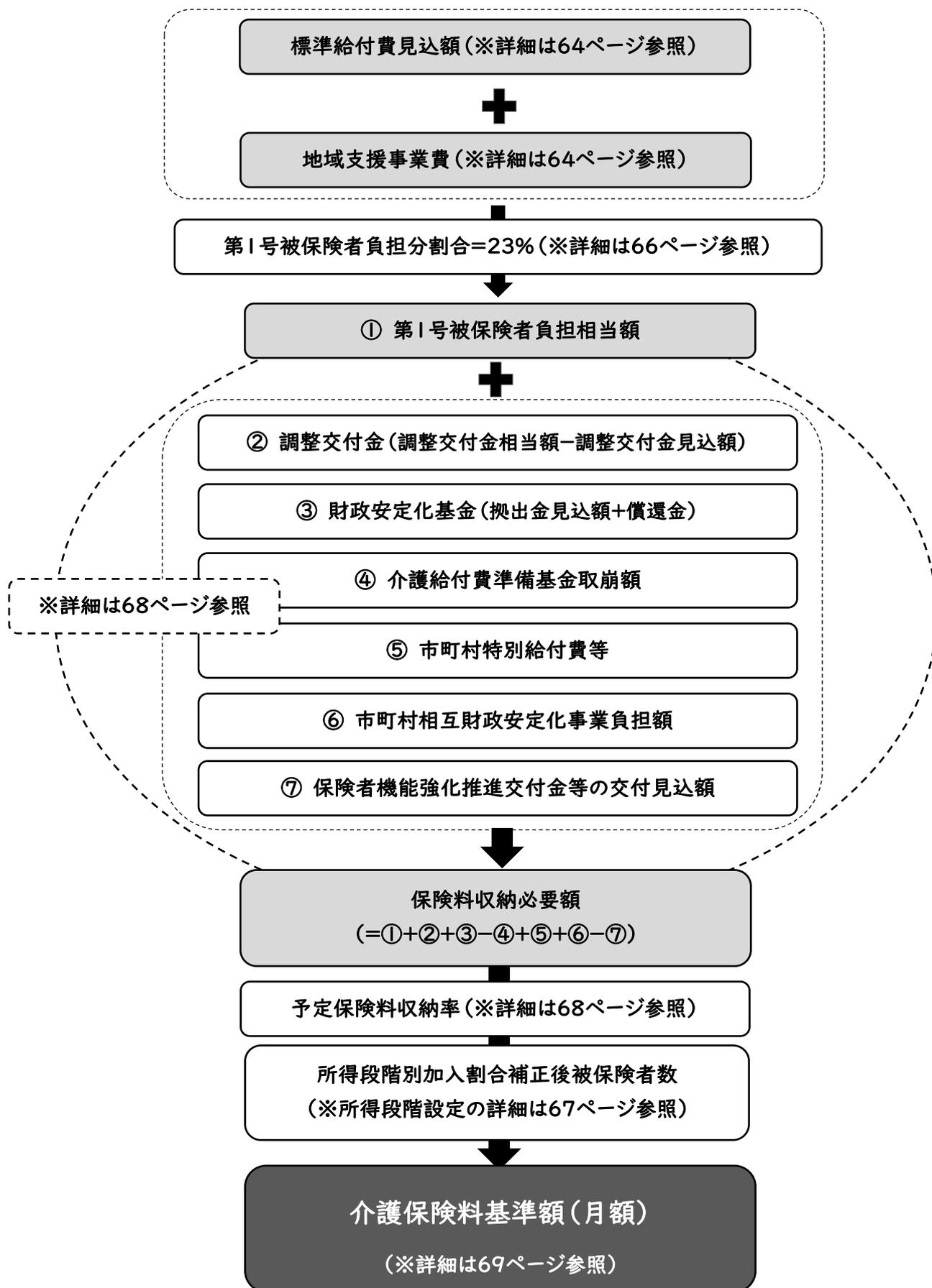
地域支援事業費については検討中です。

(単位:円)	第9期			第11期	第14期
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
介護予防・日常生活支援総合事業費					
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業					
包括的支援事業(社会保障充実分)					
地域支援事業費					

検討中

7 第1号被保険者の介護保険料

(1) 保険料算定の詳細な手順



(2) 財源構成

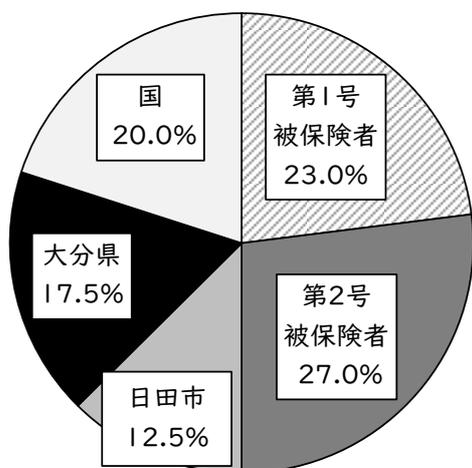
介護保険制度は、国、地方自治体、40歳以上の住民のそれぞれの負担により、社会全体で高齢者の介護を支える社会保険制度です。

介護保険のサービス提供に要する費用は、利用者の自己負担分を除き、約半分が公費(税金)で、残りの半分が40歳以上の被保険者の保険料でまかなわれます。

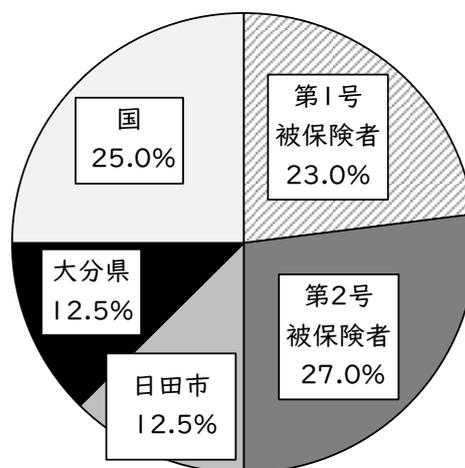
40歳以上の被保険者の保険料の負担割合は、第9期においては第8期と同様に、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となります。

■ 介護給付費の財源内訳

施設給付費の財源内訳

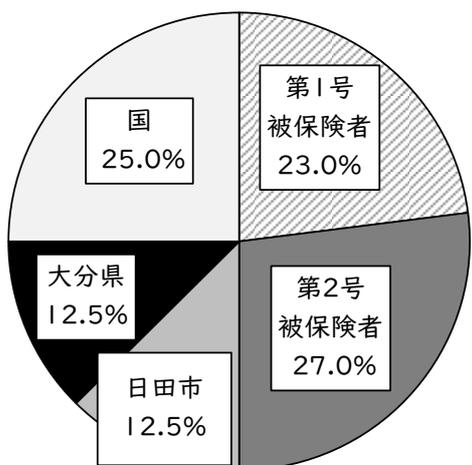


居宅給付費の財源内訳

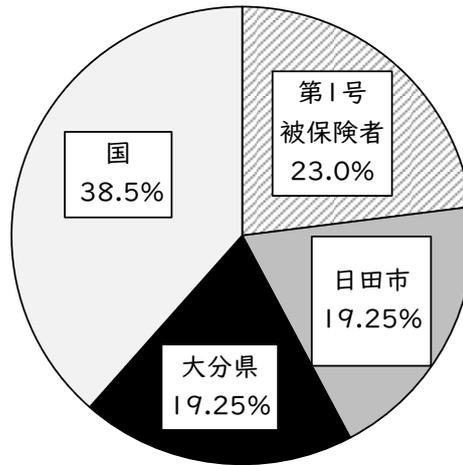


■ 地域支援事業費の財源内訳

介護予防・日常生活支援総合事業の財源内訳



包括的支援事業及び任意事業の財源内訳



(3) 保険料の段階設定

第9期の保険料段階設定については、低所得者の保険料負担を考慮した法令改正に基づく多段階化(13段階)による標準的な段階設定を踏まえ、検討中です。

第8期保険料の所得段階

所得段階	課税区分等		基準額に対する割合
第1段階	本人が住民税非課税	世帯非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、または本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下
第2段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万超120万円以下
第3段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超
第4段階	本人が住民税非課税	世帯課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下
第5段階			第4段階以外
第6段階	本人が住民税課税		本人の合計所得金額が120万円未満
第7段階			本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満
第8段階			本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満
第9段階			本人の合計所得金額が320万円以上

第9期保険料の所得段階



(4) 保険料収納必要額

保険料収納必要額は検討中です。

区分 (単位:円)	第9期			
	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標準給付費見込額(A)				
地域支援事業費(B)				
第1号被保険者負担分相当額(D) ※D=(A+B)×0.23				
調整交付金相当額(E)				
調整交付金見込額(F)				
財政安定化基金拠出金見込額(G)				
財政安定化基金償還金(H)				
介護給付費準備基金取崩額(I)		検討中		
審査支払手数料差引額(J)				
市町村特別給付費等(K)				
市町村相互財政安定化事業負担額(L)		検討中		
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(M)				
保険料収納必要額(N) ※N=D+E-F+G+H-I+J+K+L-M		検討中		
予定収納率(O)				
所得段階別加入割合補正後の被保険者数(P)				
第1号被保険者の保険料基準月額(Q) ※Q=N÷O÷P÷12				

- ◇「調整交付金」は、保険者ごとの介護保険財政の調整を行うため、全国ベースで標準給付費見込額の5%相当分を交付する仕組み。第1号被保険者に占める後期高齢者の割合と所得段階別被保険者割合の全国平均との格差にもとづいて、交付割合が保険者ごとに補正される
- ◇「財政安定化基金」は、市町村の介護保険財政が保険料収納率の低下や介護給付費の増加などで赤字になることを回避し、市町村の介護保険財政の安定を図るために都道府県が設置する基金
- ◇「介護給付費準備基金」は、中期財政運営期間中に生じた剰余金を積み立て、給付費に不足を生じた場合等の財源に充当する資金
- ◇「審査支払手数料」は、保険者から国民健康保険団体連合会が委託を受けて実施する、介護サービス事業所等からの介護給付費の請求に関する審査支払業務の手数料
- ◇「市町村特別給付」は、要介護・要支援者等に対して介護保険法で定められている保険給付以外に市町村が独自で行う給付
- ◇「市町村相互財政安定化事業」は、複数の市町村が相互に財政の安定化を図ることを目的に調整保険料率を基準として財政調整を行うもの
- ◇「保険者機能強化推進交付金等」は、市町村や都道府県のような取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための自治体への財政的インセンティブとしての交付金

(5) 所得段階別介護保険料

各所得段階の保険料額は検討中です。

第6章 計画の円滑な推進

I 介護給付費適正化に関する事項

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足ないサービスを事業者が適切に供給するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度の信頼を高め、さらには介護保険料の上昇も抑えるものです。

(I) 介護給付等費用適正化事業【再掲】

概要	介護サービス給付の適正化を図るため、「ケアプランの点検（住宅改修の点検等を含む）」「要介護認定の適正化」「医療情報との突合・縦覧点検」等を実施しています。
方針	介護給付適正化主要3事業の推進を図り、サービスの質の確保と向上に取り組みます。 特に「ケアプランの点検（住宅改修の点検等を含む）」については、介護給付適正化システム等を活用しながら、効果的なケアプラン点検等を行い、今後も、地域差の改善や介護給付の適正化に向けて、県や関係機関との協議を踏まえ、定期的・計画的な点検体制の強化に努めます。 また、給付適正化主要3事業の取組状況を公表していきます。 【主な取組】 <ul style="list-style-type: none">・要介護認定の適正化・ケアプランの点検・医療情報との突合・縦覧点検

■ 日田市介護給付適正化計画

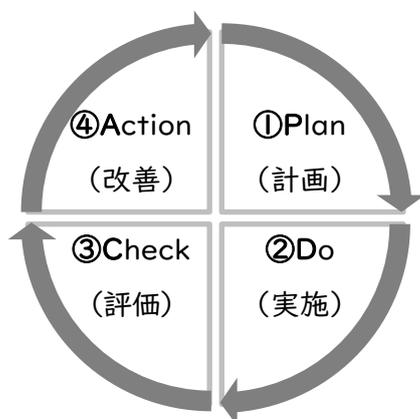
事業項目	実施内容	実施目標
1.要介護認定の適正化	事業所等に委託している更新申請・区分変更に係る認定調査結果について、直営調査員又は審査会事務局員等による点検を実施する。	全件実施
	直営調査（新規申請を含む）に係る認定調査結果について、審査会事務局による点検を実施する。	全件実施
	業務分析データを活用し、要介護認定のバラツキ是正のための検討会等を実施する。 ① 直営調査員による検討会等の実施（月1回） ② 審査会委員に対する研修会等の実施	①月1回実施 ②年1回実施
2.ケアプラン等の点検	居宅支援事業所等の介護支援専門員が作成したケアプランの点検を実施する。 ① 各事業所への訪問による点検 ② 地域ケア会議でのケアプランの検討	①年3か所以上 ②年32回開催
	介護支援専門員の資質向上に向けた支援を行う。 介護支援専門員研修会の実施	年1回実施
	住宅改修、及び福祉用具購入・貸与の状況点検を実施する。 ケアプランや訪問調査等による点検の実施	状況に応じ実施
3.縦覧点検・医療情報との突合	(1)縦覧点検 国保連合会へ委託し、下記の帳票の点検を行い、請求内容の誤り等を事業者へ通知する。 ① 居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表 ② 重複請求縦覧チェック一覧表 ③ 算定期間回数制限縦覧チェック一覧表 ④ 単独請求明細書における準受付チェック一覧表	全件実施
	(2)医療情報との突合 国保連合会へ委託し、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と、介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求を発見して過誤処理等を実施する。	全件実施

2 圏域及び県との調整

本市は、県の「おおいた高齢者いきいきプラン（大分県老人福祉計画・介護保険事業支援計画）〈第9期〉」のなかで、日田・玖珠地区は西部圏域に位置付けられており、介護サービスの質の向上、量の確保を目指すため行政間の連携を図ります。

3 計画の進行管理

本計画に基づき、各種事業等を進めていきますが、各年度においてその進捗状況などについて策定委員会へ報告し、分析・検討を行いながら、PDCAサイクル^{※54}を通じて、高齢者の自立支援や重度化防止の取組を推進します。



<本計画における PDCA サイクル>

- ① 計画の策定・改定
- ② 施策・取組の着実な実施
- ③ 実施した施策・取組の進捗状況の検証
- ④ 計画の継続的な改善

※54 PDCAサイクルとは、Plan(計画) → Do(実行) → Check(評価) → Action(改善)を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

4 SDGs（持続可能な開発目標）との関係

平成27(2015)年に国連サミットでSDGs(持続可能な開発目標)が採択され、国際的にも持続可能な社会の実現が共通の課題となり、国においても総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置し取り組んでいます。

SDGsとは、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための2030年までを期限とする17の国際目標で、格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、先進国が自らの国内で取り組まなければならない課題を含む、全ての国に適用される普遍的(ユニバーサル)な目標であり、SDGs達成に向け政府が定めたSDGs実施指針(2016年12月決定)では、地方自治体の各種計画等にSDGsの要素を最大限反映させることとされています。

このため、本計画においてもSDGsを意識して各種施策の推進を図っていくものとしています。

■ SDGs 17の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



■ 本計画が取り組むべきSDGsの目標

